別　表

平　成　２　７　年　度
特定品目別の判断基準等一覧表

目　　　次

定　義

判断基準	本基準を満たすものが適合物品等として、毎年度の購入目標の設定対象となる。
配慮事項	適合物品等であるための要件ではないが、適合物品等を購入するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

1　紙　類

(1)　品目及び判断基準等

【情報用紙】

コピー用紙	**【判断基準】** ①　総合評価値が80以上であること。 ②　製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できること。 【製品（外箱等）への記載例】 【製品の総合評価値及びその内訳に関する情報】 グリーン購入法.net（環境省ホームページ） http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/paper.html 掲載企業：王子製紙グループ、紀州製紙㈱、特殊東海製紙、 日本製紙グループ、丸住製紙㈱、三菱製紙㈱ **【配慮事項】** ①　古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）　1　折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）は、本項の判断基準の対象とする「コピー用紙」に含まれないものとする。

2　「総合評価値」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量について総合的に評価した値をいう。

フォーム用紙 （連続用紙）	**【判断基準】** 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

インクジェットカラープリンター用塗工紙	【判断基準】 古紙パルプ配合率70%以上であること。 【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙 （上質紙、中質紙、上更紙、更紙） 塗工されている印刷用紙 （アート紙、コート紙、軽量コート紙）	【判断基準】 ① 総合評価値が80以上であること。 ② 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 【製品の総合評価値及びその内訳に関する情報】 グリーン購入法.net（環境省ホームページ） http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/paper.html 掲載企業：王子製紙グループ、紀州製紙㈱、特殊東海製紙、日本製紙グループ、丸住製紙㈱、三菱製紙㈱ 【配慮事項】 ① 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※ 印刷用紙には、役務として印刷発注（他の役務の一部として発注した印刷を含む。）した用紙の総枚数（A4換算）を含む。

（備考） 1 折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）は、本項の判断基準の対象とする「印刷用紙」に含まれないものとする。

2 「総合評価値」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度（塗工されている印刷用紙の場合にあっては、塗工量）について総合的に評価した値をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー ティッシュペーパー	【判断基準】 古紙パルプ配合率100%であること。 【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） 本項の判断基準の対象となる「ティッシュペーパー」は、ボックスタイプとする。

(2) 購入目標の算定基準

ア 情報用紙及び印刷用紙は、購入総枚数（A4換算）に占める適合物品の枚数の割合とする。

【A4 換算係数】
「B2」1 枚=「A4」6 枚、「B3」1 枚=「A4」3 枚、「B4」1 枚=「A4」1.5 枚、「B5」1 枚=0.75 枚
「A1」1 枚=「A4」8 枚、「A2」1 枚=「A4」4 枚、「A3」1 枚=「A4」2 枚、「A5」1 枚=「A4」0.5 枚
連続伝票 15 インチ巾=「A4」1.5 枚、連続伝票 10 インチ巾=「A4」1 枚

イ　衛生用紙（トイレットペーパー）は、購入総巻数に占める適合物品の巻数の割合とする。

ウ　衛生用紙（ティッシュペーパー）は、購入総箱数に占める適合物品の箱数の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

2　文具類

（1）　品目及び判断基準等

文具共通 （金属が主要材料であって、かつ、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを除く。）	**【判断基準】** エコマーク商品であること。 ※エコマーク商品検索（グリーンステーション） http://www.greenstation.net/ 【エコマーク】 又は、 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②の要件を満たすこと。 ①　再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ②　間伐材､合板･製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ③　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 **【配慮事項】** ①　古紙パルプ配合率､再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 （注）　文具類に定める特定品目については、共通して上記の判断基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定品目について判断基準（●印）を定めているものについては、上記の判断基準に代えて、当該品目について定める判断基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみに上記の判断基準を適用する。
シャープペンシル	**【配慮事項】** 残芯が可能な限り少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔判断基準は容器に適用〕
ボールペン	**【配慮事項】** 芯が交換できること。
マーキングペン （水性マーカー､油性マーカー、サインペン、ホワイトボード用マーカー等）	**【配慮事項】** 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 **【配慮事項】** インク又は液が補充できること。

朱肉	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料から成る再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 **【配慮事項】** インク又は液が補充できること。
印章セット	**【配慮事項】** 液が補充できること。
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔判断基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用。〕
ホッチキス（ステープラー）（汎用型）	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 **【配慮事項】** 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がされていること。
ホッチキス（ステープラー）（汎用型以外）	**【配慮事項】** 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がされていること。
ホッチキス針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料から成る再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
事務用修正具（テープ）	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料から成る再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 **【配慮事項】** 消耗品が交換できること。
事務用修正具（液状）	〔判断基準は容器に適用〕
クラフトテープ	**【判断基準】** ●　テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。 **【配慮事項】** 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。

粘着テープ（布粘着）	**【判断基準】** ● テープ基材（ラミネート層を除く。）については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	**【判断基準】** ● テープ基材については古紙パルプ配合率 40%以上であること。
製本テープ	〔判断基準はテープ基材に適用〕
ブックスタンド	**【判断基準】** ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料から成る再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	**【配慮事項】** 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がされていること。
マグネット(玉)	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	〔判断基準は容器に適用〕
鉛筆削（手動）	**【配慮事項】** 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がされていること。
OA クリーナー（ウェットタイプ）	**【判断基準】** 〔判断基準は容器に適用〕 ● 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 **【配慮事項】** 内容物が補充できること。
OA クリーナー(液タイプ)	〔判断基準は容器に適用〕 **【配慮事項】** 内容物が補充できること。
ダストブロワー（埃掃い用スプレー）	**【判断基準】** ● フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がされていること。
レターケース	

メディアケース （CD・DVD・BD 用）	**【判断基準】** ●　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ②　CD、DVD 及び BD 用にあっては、厚さ 5 ㎜程度以下のスリムタイプケースであること。 ③　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
マウスパッド	
OA フィルター （枠あり）	**【判断基準】** ●　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　文具類共通の判断基準を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②　枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の 50%以上使用されていること。
丸刃式紙裁断機	**【配慮事項】** 再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行い得るように、分離又は分別の工夫がされていること。
カッターナイフ	
カッティングマット	**【配慮事項】** マットの両面が使用できること。
デスクマット	
OHP フィルム	**【判断基準】** ●　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②　インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
絵筆	**【判断基準】** ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
絵の具	〔判断基準は容器に適用〕
墨汁	〔判断基準は容器に適用〕
のり（液状）（補充用を含む。）	〔判断基準は容器に適用〕 **【配慮事項】** 内容物が補充できること。
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
のり（固形） （スティックのり）	〔判断基準は容器・ケースに適用〕 **【配慮事項】** 消耗品が交換できること。
のり（テープ）	

ファイル （穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Ｚ式ファイル、クリップファイル、用箋挟（クリップボード）、図面ファイル、ケースファイル等）	**【判断基準】** ●　金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。 **【配慮事項】** 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄ができる構造になっていること。
バインダー （MP バインダー、リングバインダー等）	**【判断基準】** ●　金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。 **【配慮事項】** 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄ができる構造になっていること。
ファイリング用品 （ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙）	
アルバム	
つづりひも	**【判断基準】** ●　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること。 ②　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ③　上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
カードケース	
事務用封筒（紙製）	**【判断基準】** ●　古紙パルプ配合率 40%以上であること。
窓付き封筒（紙製）	**【判断基準】** ●　古紙パルプ配合率 40%以上であること（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率の判断基準を窓部分には適用しない。）。 ●　窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
けい紙	**【判断基準】** ●　古紙パルプ配合率 70%以上であること。
起案用紙	
ノート	
パンチラベル	**【配慮事項】** 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。

タックラベル インデックス 付箋紙	【判断基準】 ●　主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること（粘着部分を除く。）。 【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
付箋フィルム	【配慮事項】 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。
黒板拭き	
ホワイトボード用イレーザー	
額縁	
ごみ箱	【判断基準】 ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
リサイクルボックス（分別容器）	【判断基準】 ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。
缶・ボトルつぶし機（手動）	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	
鍵かけ（フックを含む）	
チョーク	【判断基準】 ●　再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。
グラウンド用白線（テープは除く）	【判断基準】 ●　再生材料が製品全体重量比で 70%以上使用されていること。
梱包用バンド	【判断基準】 ●　主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率100%であること。 ●　主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の 25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。

（備考）1　本項の判断基準の対象とする「ホッチキス（ステープラー）（汎用型）」とは、JIS S 6036 の 2 に規定するステープラつづり針の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。また、「ホッチキス（ステープラー）（汎用型以外）」とは、ホッチキス（ステープラー）（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。

2　主要材料に折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）を用いた製品は、本項の判断基準の対象に含まれないものとする。

3　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。

4　「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
5　「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
6　「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合（カートリッジ等）は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合（ワンウエイ）は、当該部分（インク等）のみを製品全体重量から除く。
7　「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材（台紙）を製品全体重量から除く。
8　ダストブロワーに係る判断基準における「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断基準において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234ze）等。
9　ダストブロワーに係る判断基準については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

(2)　購入目標の算定基準
品目別に購入総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

(3)　購入目標
100%とする。

３　オフィス家具等

（1）　品目及び判断基準等

品目	判断基準等
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード（黒板以外の各種方式の筆記ボード）	**【判断基準】** JOIFAグリーンマーク商品であること。 ※(社)日本オフィス家具協会（JOIFA） http://www.joifa.or.jp/index.html 又は、 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②、木質の場合は③、紙の場合は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③の要件を満たすこと。 ①　表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がされていること。 ②　再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること。 ③　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 ④　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 **【配慮事項】** ①　修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　1　「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。

2　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

3　「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的､客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

（2）　購入目標の算定基準

品目別に購入総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

表　大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目　的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部分の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部分は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

4　画像機器等

4－1　コピー機等

(1)　品目及び判断基準等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	**【判断基準】** ①　使用される用紙が特定品目に該当する場合は、特定物品等を使用することが可能であること。 ②　国際エネルギースタープログラムの適合品であること。 ※国際エネルギースタープログラム 適合品検索 http://www.energystar.jp/ ｴﾈﾙｷﾞｰｽﾀｰﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ ロゴマーク ③　使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 **【配慮事項】** ①　使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ②　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がされていること。 ③　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ④　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤　紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ⑥　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　1　「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。

2　「マテリアルリサイクル」とは、材料としてのリサイクルをいい、エネルギー回収、油化、ガス化、高炉還元及びコークス炉化学原料化を含まない。

3　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

４－２ プリンタ等

(1)　品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>プリンタ

プリンタ複合機</td><td>**【判断基準】**
①　国際エネルギースタープログラムの適合品であること。

※国際エネルギースタープログラム
適合品検索
http://www.energystar.jp/

②　使用される用紙が特定品目に該当する場合は、判断基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。
③　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

【配慮事項】
①　使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理がされる場合は、この限りでない。
②　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。
③　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④　紙の使用量を削減できる機能を有すること。
⑤　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑥　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</td></tr>
</table>

（備考）　1　「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、１以上の機能を有する機器をいう。

2　「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3　特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Ｂに準ずるものとする。

4　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

5　プリンタ等の調達時に、機器本体の消耗品としてトナー容器単体で構成される消耗品を有する場合にあっては、本ガイドラインに示した品目「トナーカートリッジ」の判断基準の要件を満たすこと。

(2)　購入目標の算定基準

プリンタ及びプリンタ複合機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

４－３ ファクシミリ

(1) 品目及び判断基準等

ファクシミリ	**【判断基準】** ① 国際エネルギースタープログラムの適合品であること。 ※国際エネルギースタープログラム 適合品検索 http://www.energystar.jp/ ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 **【配慮事項】** ① 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理がされる場合は、この限りでない。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③ 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④ 製品の包装及び梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考） 1 特定の化学物質及び含有率基準値については、「４－２ プリンタ等」の備考を参照。
2 「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

ファクシミリの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

４－４ スキャナ

(1)　品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>スキャナ</td><td>【判断基準】
①　国際エネルギースタープログラムの適合品であること。

※国際エネルギースタープログラム
適合品検索
http://www.energystar.jp/
②　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

【配慮事項】
①　使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用がされない部分については適正処理されるシステムがあること。
②　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。
③　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</td></tr>
</table>

（備考） 1　特定の化学物質及び含有率基準値については、「４－２　プリンタ等」の備考を参照。
2　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

スキャナの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

４－５ プロジェクタ

(1) 品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>プロジェクタ</td><td>【判断基準】
① 製品本体の重量が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
② 消費電力が表２に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。
③ 待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。
④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。
ア 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がされていること。
イ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。
⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。

【配慮事項】
① 光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。
② 可能な限り低騒音であること。
③ 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
④ 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。
⑤ 筐（きょう）体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
⑥ 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
⑦ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑧ 製品とともに提供されるマニュアルや附属品等が可能な限り削減されていること。</td></tr>
</table>

（備考） 1 本項の判断基準の対象となる「プロジェクタ」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ（1.2m ×0.9m）以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ（以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。

2 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、不定時間保たれる最低消費電力をいう。待機（スタンバイ）は、製品の最低消費電力モードである。

3 判断基準③については、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。

4 判断基準④アの「情報提供がされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がされていることをいう。

5 判断基準④イの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名（ブラン

ド名なども可）がユーザに見やすく記載されていること。

ウ　光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がされていること。

6　「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。

7　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

8　調達に当たっては、次の事項に十分留意すること。

ア　調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。

イ　マニュアルや附属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。

エ　使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度のプロジェクタの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

表１　製品本体重量の基準

有効光束：　φ（lm）	光源ランプの数	重量の基準の算定式（kg）
φ＜2,500	－	4.0×α
2,500≦φ＜4,000	－	5.0×α
4,000≦φ＜5,000	1個	0.003×φ×α
	2個以上	0.003×φ×α×1.1

備考）　1　αは係数であって、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0とする。

2　有効光束が4,000lm未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず7.5kg以下とする。

表２　消費電力の基準

有効光束：　φ（lm）	消費電力の算定式（ W）
φ＜ 2,500	0.085×φ×α×β×γ＋ 80
2,500≦φ＜ 5,000	0.077×φ×α×β×γ＋ 80

備考）　α、β及びγは係数であって、次の数値を表す。

α：解像度が WXGA（1,280×768ドット）以上のプロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0

β：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は 1/cosθ、それ以外の場合は1.0。ただし、θは打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし、最大で1.3とする

γ：光源にランプを2個以上使用する場合は1.5、それ以外の場合は 1.0

４－６ カートリッジ等

（1） 品目及び判断基準等

トナーカートリッジ	【判断基準】 エコマーク商品であること。 ※エコマーク商品検索（グリーンステーション） http://www.greenstation.net/ 又は、①から④の要件を満たすこと。（メーカーのウェブサイトから確認可能。なお、ウェブサイトでは「グリーン購入法適合」と表示されている。） ① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。 ③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（トナーを除く。）の95%以上であること。 ④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ① 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
インクカートリッジ	【判断基準】 ① 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ② 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が製品全体質量（インクを除く。）の 25%以上であること。 ③ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が製品全体重量（インクを除く。）の95%以上であること。 ④ 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） 1 本項の判断基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

2 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器､感光体又は現像ユニットのいずれか２つ以上を組み合わせて構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては､トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品は対象外とする。

ア 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。

イ 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し､包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。

3 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及び

ファクシミリ等の機器に使用されるインクを重填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。

ア　「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。

イ　「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。

4　「マテリアルリサイクル」については、「４－１　コピー機等」の備考を参照。

5　「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。

6　「再資源化率」とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入されたカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。

7　トナーカートリッジに係る判断基準①及びインクカートリッジに係る判断基準①の「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みのカートリッジ等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ　カートリッジ本体に、製品名及び事業者名（ブランド名なども可）をユーザが見やすいように記載していること。

ウ　製品の包装、同梱される印刷物、本体機器製品の取扱説明書又はウェブのいずれかでユーザに対し使用済カートリッジ等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）提供がされていること。

8　トナーカートリッジに係る判断基準④及びインクカートリッジに係る判断基準④の「適正処理されるシステムがあること」とは、再使用又は再生利用できない部分については、使用済カートリッジ等を回収した事業者が自らの責任において適正に処理・処分していることをいい、他の事業者が実施する回収システムによって行う処理（事業者間において交わされた契約、合意等によって行う場合を除く。）は含まれない。

(2)　購入目標の算定基準

トナーカートリッジ及びインクカートリッジの購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

5　電子計算機等

5－1　電子計算機

（1)　品目及び判断基準等

電子計算機	**【判断基準】** ①　サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が 180 以上であること。ただし、CPU の種別が専用 CISC の場合は、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ　オフモード消費電力が 1.0W 以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が備考６の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。 ②　クライアント型電子計算機にあっては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア　表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が 200 以上であること。 イ　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考７アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考７イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ　ワークステーションの場合は、備考８アの算定式により算定した加重消費電力が備考８イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ　シンクライアントの場合は、備考７アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考９の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③　一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がされていること。 **【配慮事項】** ①　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④　筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤　筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥　製品の包装又は梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑧　製品とともに提供されるマニュアルやリカバリ CD 等の付属品が可能な限り削減されていること。

（備考）　1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

ア　サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が 1 秒につき 20 万メガ演算以上のもの

イ　256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
ウ　入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
エ　演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
オ　複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
カ　専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
2　「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
3　「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
4　エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。
エネルギー基準達成率＝EM／E×100
E　：エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）
EM：基準エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）
5　判断基準①イ、判断基準②イ、ウ及びエ、備考6から備考9において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。
ア　コンピュータの種類
⑴　デスクトップコンピュータとは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニタ、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
⑵　一体型デスクトップコンピュータとは、一つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
⑶　ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続あり又はなしのいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。
⑷　ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
⑸　シンクライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが一つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンクライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンクライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。
イ　動作モード
⑴　オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する（影響を与える）ことができない状態。
⑵　スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
⑶　アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
⑷　長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表

示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。

⑸　短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

　各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年7月施行）　別表２－１」による。

６　判断基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（WOL）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

最大アイドルモード消費電力（W）＝24.0＋（N－1）×8.0＋PEEE

N：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数

PEEE：IEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

７　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア　標準年間消費電力量

E＝（8,760/1,000）×（POFF×TOFF＋PSL×TSL＋PLI×TLI＋PSI×TSI）

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

POFF：オフモード消費電力（単位：W）

PSL：スリープモード消費電力（単位：W）

PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

TX：表３－１及び表３－２に規定する年間の時間割合（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（PSL）の代わりに長期アイドルモード消費電力（PLI）を使用することができる。

イ　最大年間消費電力量

EMAX＝（1＋A）×（TECBASE＋TECMEM＋TECGR＋TECST＋TECDIS＋TECSW＋TECEEE）

EMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TECBASE：表３－４に規定する基本許容値（単位：kWh）

TECMEM：表３－５に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TECGR：表３－５に規定する独立型グラフィックス許容値（単位：kWh）

TECST：表３－５に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TECDIS：表３－５に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TECSW：表３－５に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TECEEE：表３－５に規定するIEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

８　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア　加重消費電力

加重消費電力（W）＝0.35×POFF＋0.10×PSL＋0.15×PLI＋0.40×PSI

POFF：オフモード消費電力（単位：W）

PSL：スリープモード消費電力（単位：W）

PLI：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

PSI：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ　最大加重消費電力

最大加重消費電力（W）＝0.28×（PMAX＋NHDD×5）＋8.76×PEEE×0.65

PMAX：最大消費電力測定値（単位：W）

NHDD：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数

PEEE：IEEE802.3az 準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

９　シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。ただし、TECGR、TECWOL、TECDIS及びTECEEEの許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

ETMAX＝TECBASE＋TECGR＋TECWOL＋TECDIS＋TECEEE

ETMAX：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

TECBASE：基本許容値60W

TECGR：独立型グラフィックス許容値36W

TECWOL：ウェイクオンラン（WOL）許容値2W

TECDIS：表３－５に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

TECEEE：表３－５に規定するIEEE802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

１０　「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

１１　「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア　内蔵モデム、CD/DVD、BD 等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ　周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。

１２　一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリ）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。

１３　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

１４　「環境負荷低減効果が確認されたもの」については「２　文具」の備考を参照。

１５　植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。

ア　環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。

イ　使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。

ウ　リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がされていること。

表１　サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区　　　分			基準エネルギー消費効率
CPU の種別	I/O スロット数	CPU ソケット数	
専用 CISC	32 未満		1,950
	32 以上		2,620
RISC	8 未満		13
	8 以上 40 未満		31
	40 以上		140
IA64	10 未満		6.2
	10 以上		22
IA32	0		1.3
	1 以上 7 未満	2 未満	1.2
		2 以上 4 未満	1.9
		4 以上	6.7
	7 以上		7.4

備考）１　「専用 CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。

２　「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU 以外の CPU をいう。

３　「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、64 ビットアーキテクチャのものをいう。

４　「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、専用 CISC 以外のものであって、32 ビットアーキテクチャのものをいう。

５　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 74 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「３　エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。以下表２において同じ。

表２　クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区　　　分				基準エネルギー消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型 GPU	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が 2 以上のもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満			0.34
	4 ギガバイト以下		17 型以上	0.31
		搭載	17 型未満	0.21
		非搭載	12 型以上 17 型未満	0.15
			12 型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が 2 以上のもののうち電源装置に AC アダプターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が 2 以上のもののうち電源装置にＡＣアダプターを用いないもの	16 ギガバイト以上			2.25
	4 ギガバイト超 16 ギガバイト未満	搭載		0.51
		非搭載		0.64
	4 ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が 2 未満のもの				0.51

備考）１　「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

２　「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けること

なしに使用され得るものをいう。

３　「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

４　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第２位以下を四捨五入した数値をいう。

表３－１　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知／ネームサービス	全対応
T_{OFF}	45%	40%	30%	25%	20%
T_{SL}	5%	15%	28%	36%	45%
T_{LI}	15%	12%	10%	8%	5%
T_{SI}	35%	33%	32%	31%	30%

備考）　プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）とは、スリープモード又は 10W 以下の電力での代替低電力モードの間、ネットワークの存在を維持し、さらなる処理を要求された場合に判断良く復帰するコンピュータの能力をいう。以下表３－２において同じ。

ア　基本能力とは、低電力の間、システムがネットワークへの対応とネットワークの存在を維持するためインターネットプロトコル（IPv4 及び IPv6）に対応する能力があることをいう。

イ　遠隔復帰とは、低電力の間、システムがローカルネットワークの外部からの要求に応じて復帰することをいい、基本能力を含む。

ウ　ネットワーク検知／ネームサービスとは、低電力の間、システムがホストサービス及びネットワーク名の公表を可能にすることをいい、基本能力を含む。

エ　全対応とは、低電力の間、システムが基本能力、遠隔復帰及びネットワーク検知／ネームサービスに対応することをいう。

表３－２　ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ネームサービス	全対応
T_{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T_{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T_{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T_{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表３－３　電源装置許容値（A）

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				最低平均効率	電源装置許容値
		10%	20%	50%	100%		
内部電源装置（IPS）	デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	－	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	－	0.03
	一体型デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	－	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	－	0.04
外部電源装置（EPS）	ノートブック	0.83	－	－	－	0.88	0.015
		0.84	－	－	－	0.89	0.03
	一体型ノートブック	0.83	－	－	－	0.88	0.015
		0.84	－	－	－	0.89	0.04

備考）　平均効率とは、定格出力電流の25%、50%、75%及び100%で試験したときの効率の相加平均をいう。

表３－４　基本許容値（TEC_{BASE}）

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は一体型デスクトップ		ノートブック	
		性能	基本許容値	性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	P≦3	69.0	P≦2	14.0
I1	一体型又は切替可能グラフィックス	3＜P≦6	112.0	2＜P≦5.2	22.0
I2		6＜P≦7	120.0	5.2＜P≦8	24.0
I3		P＞7	135.0	P＞8	28.0
D1	独立型グラフィックス	3＜P≦9	115.0	2＜P≦9	16.0
D2		P＞9	135.0	P＞9	18.0

備考）　Pの算定方法は、次式による。

P＝CPUのコア数×CPUクロック周波数（GHz）

コア数は物理的なCPUのコア数を表し、CPUクロック周波数（GHz）は、TDPの最大周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表３－５　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）及び追加許容値

許容値区分			デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC_{MEM}（kWh）			0.8		
TEC_{GR} （kWh）	G1	FB_BW≦16	36		14
	G2	16＜FB_BW≦32	51		20
	G3	32＜FB_BW≦64	64		26
	G4	64＜FB_BW≦96	83		32
	G5	96＜FB_BW≦128	105		42
	G6	FB_BW＞128 フレームバッファ幅＜192bit	115		48
	G7	FB_BW＞128 フレームバッファ幅≧192bit	130		60
TEC_{SW}（kWh）			0.5×G1		適用なし
TEC_{EEE}（kWh）			8.76×0.2×（0.15＋0.35）		8.76×0.2×（0.10＋0.30）
TEC_{ST}（kWh）			26		2.6
TEC_{DIS}（kWh）			適用なし	8.76×0.35×（1＋EP）×（4×r＋0.05×A）	8.76×0.30×（1＋EP）×（2×r＋0.02×A）

備考）１　TEC_{GR}は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

２　FB_BW は、ギガバイト毎秒（GB/s）によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

FB_BW＝データレート（MHz）×フレームバッファ幅／（8×1000）

３　切替可能グラフィックス（TEC_{SW}）には、独立型グラフィックス許容値（TEC_{GR}）を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当する G1 グラフィックス許容値の 50%に相当する許容値を適用することができる。

４　TEC_{ST}は、製品に２つ以上の内部記憶装置（ストレージ）が存在する場合に、１回のみ適用することができる。

５　TEC_{DIS}における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP＝0：性能強化ディスプレイなし

EP＝0.3：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP＝0.75：性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度（メガピクセル）、A は可視スクリーン面積（平方インチ）

(2)　購入目標の算定基準

電子計算機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

５－２ 磁気ディスク装置

(1)　品目及び判断基準等

磁気ディスク装置 （外付けのハードディスクを対象としたものでMOやフロッピーディスク装置は除く。）	**【判断基準】** 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 **【配慮事項】** ①　使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）　1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「磁気ディスク」装置に含まれないものとする。

ア　記憶容量が 1 ギガバイト以下のもの

イ　ディスクの直径が 40mm 以下のもの

ウ　最大データ転送速度が 1 秒につき 270 ギガバイトを超えるもの

2　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

磁気ディスク装置の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

表　磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区　　分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が１枚のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-28.630.8)
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-29.331.2)
	ディスクサイズが 75mm 超であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-29.523.5)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が１枚のもの	5000 回毎分以下		E＝exp(2.98 × ln(N)-28.629.8)
		6000 回毎分以下		E＝exp(2.98×ln(N)-31.2)
		6000 回毎分超		E＝exp(2.98×ln(N)-43.5)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	5000 回毎分以下		E＝exp(2.98 × ln(N)-29.4313.5)
		6000 回毎分以下		E＝exp(2.98×ln(N)-32.2)
		6000 回毎分超		E＝exp(2.98×ln(N)-46.8)
	ディスクサイズが 50mm 超 75mm 以下であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-29.831.9)
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が１枚のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-27.230.2)
	ディスクサイズが 40mm 超 50mm 以下であってディスク枚数が２枚以上のもの			E＝exp(2.98 × ln(N)-28.830.9)
サブシステム			ﾒｲﾝﾌﾚｰﾑｻｰﾊﾞ用のもの	E＝exp(2.001.85 × ln(N)-19.718.8)
			ﾒｲﾝﾌﾚｰﾑｻｰﾊﾞ用以外のもの	E＝exp(1.56×ln(N)-17.7)

備考）１　「メインフレームサーバ」とは、専用 CICS（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機(ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

２　E 及び N は次の数値を表すものとする。

E:基準エネルギー消費効率

N:回転数（単位：回毎分）

３　In は底を e とする対数を表す。

４　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 75 号（平成 22 年３月 31 日）の「３　エネルギー消費効率の測定方法」による。

５－３ ディスプレイ

(1)　品目及び判断基準等

ディスプレイ (61 インチ以下)	**【判断基準】** ①　国際エネルギースタープログラムの適合品であること。 ※国際エネルギースタープログラム 適合品検索 http://www.energystar.jp/ ②　動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 **【配慮事項】** ①　使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

ディスプレイの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

５－４ 記録用メディア

(1) 品目及び判断基準等

記録用メディア（直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD ± R 、 DVD ± RW 、 DVD-RAM、BD-R、BD-RE)	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと［判断基準はケースに適用］。 ① 再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 ② 厚さ５㎜程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④ 紙製にあっては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） １ 「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

２ 「環境負荷低減効果が確認されたもの」については、「２ 文具類」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

記録用メディアの購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

６　オフィス機器等

６－１ デジタル印刷機

（1）　品目及び判断基準等

デジタル印刷機	**【判断基準】** ①　エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 ②　使用される用紙が特定品目に該当する場合は、判断基準（「１　紙類」を参照）を満たす用紙に対応可能であること。 **【配慮事項】** ①　インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②　使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理がされる場合は、この限りでない。 ③　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ④　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑦　低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に５分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。

（備考）　１　「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
　　　　　２　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

（2）　購入目標の算定基準

デジタル印刷機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

表　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

区　　分		デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			
		A3 対応機		B4 対応機、A4 対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）　１　「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
　　　　２　「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
　　　　３　「A3対応機」、「B4対応機」、「A4対応機」とは、次による。
　　　　　　A3対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287㎜、409㎜以上のもの
　　　　　　B4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250㎜、353㎜以上のもの
　　　　　　A4対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204㎜、288㎜以上のもの

６－２ 掛時計

(1) 品目及び判断基準等

掛時計	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 **【配慮事項】** ① 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）1 本項の判断基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。

2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。

3 「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

掛時計の購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

６－３ 電子式卓上計算機

（1） 品目及び判断基準等

電子式卓上計算機（通常の行政事務の用に供するもの）	**【判断基準】** ① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

（2） 購入目標の算定基準

電子式卓上計算機の購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

（3） 購入目標

100%とする。

６－４ 電池

（1） 品目及び判断基準等

一次電池又は小形充電式電池（「単１形」、「単２形」、「単３形」又は「単４形」）	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 一次電池は、アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの）であること。 ② 小形充電式電池（二次電池）であること。 **【配慮事項】** ① 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（2） 購入目標の算定基準

電池（単１形から単４形まで）の購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

（3） 購入目標

100%とする。

7　移動電話等

(1) 品目及び判断基準等

<table>
<tr>
<td>携帯電話

ＰＨＳ

スマートフォン</td>
<td>【判断基準】
①　携帯電話又はＰＨＳにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。
ア　搭載機器・機能の簡素化がされていること。
イ　機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がされていること。
②　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。
③　モバイル・リサイクル・ネットワークに参加している通信事業者の機器であること、又は、使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。

※モバイル・リサイクル・ネットワーク
http://www.mobile-recycle.net/index.html

ロゴマーク

④　回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。
⑤　バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。
⑥　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【配慮事項】
①　製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がされていること。
②　筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がされていること。
③　機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。
④　筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。
⑤　筐体又は部品（充電器を含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
⑥　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
⑦　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</td>
</tr>
</table>

（備考）１　本項の判断基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって､通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　本項の判断基準の対象とする「ＰＨＳ」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用ＰＨＳ基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。

３　本項の判断基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又はPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

４　「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

５　判断基準②については､表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がされていることを指す。

６　判断基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう｡複数の事業者が共同して回収することを含む｡）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ　回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ　製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ　金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がされていること。

オ　部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

７　判断基準⑤については､通信システムの切替等に伴い､当該機器が継続的に使用できない場合にあっては､「製品製造終了後６年以上保有」は適用しないものとする。

８　特定の化学物質及び含有率基準値については､「４－２プリンタ等」の備考を参照。

９　「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を１鉱種として考慮。）の金属をいう。

１０　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

１１　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア　調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ　マニュアルや充電器等の附属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ　移動電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

(2)　購入目標の算定基準

携帯電話、ＰＨＳ及びスマートフォンの調達(リース契約を含む。)総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

表　移動電話等に係る環境配慮設計項目

<table>
<tr><th>目　　　的</th><th>評 価 項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">リデュース配慮設計</td><td>製品等の省資源化（小型化、軽量化）</td><td>製品の容積や質量を、削減抑制していること。</td></tr>
<tr><td>製品の省電力化</td><td>製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。</td></tr>
<tr><td>製品の長寿命化</td><td>製品の信頼性、耐久性が維持し、又は向上していること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">リユース配慮設計</td><td>共有化設計</td><td>充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。</td></tr>
<tr><td>分離・分解しやすい設計</td><td>リユースのための分離・分解が容易であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">リサイクル配慮設計</td><td rowspan="2">リサイクル時の環境負荷低減</td><td>希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。</td></tr>
<tr><td>複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">分離・分解が容易な構造</td><td>再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。</td></tr>
<tr><td>異種材料の分離が容易な構造であること。</td></tr>
<tr><td>リサイクルのための分離・分解が容易であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分別の容易性</td><td>リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。</td></tr>
<tr><td>製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。</td></tr>
</table>

8　家電製品

8－1　電気冷蔵庫等

（1）　品目及び判断基準等

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	**【判断基準】** ①　省エネ統一ラベルが４つ星以上であること。 省エネ統一ラベル （５つ星） 省エネ統一ラベル （４つ星） ※省エネ型製品情報サイト https://seihinjyoho.go.jp/ 　又は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/165を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ②　冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 **【配慮事項】** ①　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

（備考）１　次のいずれかに該当するものは、「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まない。

ア　熱電素子を使用するもの

イ　業務の用に供するために製造されたもの

ウ　吸収式のもの

２　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

３　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

４　判断基準①については、次のとおりとする。

ア　定格内容積 250 リットル以下のものは、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

イ　定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは、平成 27 年度の１年間は経過措置とし、この期間においては、省エネ統一ラベル「☆☆☆」又は表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に 100/133 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。

表　電気冷蔵庫等に係る基準エネルギー消費効率算定式

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率算定式</th></tr>
<tr><th>種　　別</th><th>冷却方式</th><th>定格内容積</th><th>冷蔵室区画の扉の枚数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫</td><td>冷気自然対流方式のもの</td><td></td><td></td><td>$E=0.844 \times V_1+155$</td></tr>
<tr><td rowspan="3">冷気強制循環方式のもの</td><td>300 リットル以下</td><td></td><td>$E=0.774 \times V_1+220$</td></tr>
<tr><td rowspan="2">300 リットル超</td><td>1 枚</td><td>$E=0.302 \times V_1+343$</td></tr>
<tr><td>2 枚以上</td><td>$E=0.296 \times V_1+374$</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電気冷凍庫</td><td>冷気自然対流方式のもの</td><td colspan="2"></td><td>$E=0.844 \times V_2+155$</td></tr>
<tr><td rowspan="2">冷気強制循環方式のもの</td><td colspan="2">300 リットル以下</td><td>$E=0.774 \times V_2+220$</td></tr>
<tr><td colspan="2">300 リットル超</td><td>$E=0.302 \times V_2+343$</td></tr>
</table>

備考）　E 及び V_1、V_2 は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V_1：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じた数値に冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積を加え、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

V_2：調整内容積（冷凍室の定格内容積に、当該冷凍室がスリースター室タイプのものにあっては 2.20 を、ツースター室タイプのものにあっては 1.87 を、ワンスター室タイプのものにあっては 1.54 を乗じ、小数点以下を四捨五入した数値）（単位：L）

(2)　購入目標の算定基準

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

８－２ テレビジョン受信機

（1） 品目及び判断基準等

<table>
<tr>
<td>テレビジョン受信機</td>
<td>
【判断基準】
①　液晶テレビ又はプラズマテレビにあっては、省エネ統一ラベルが４つ星以上であること。
※省エネ型製品情報サイト
https://seihinjyoho.go.jp/
省エネ統一ラベル（５つ星）
省エネ統一ラベル（４つ星）
②　リモコン待機時の消費電力が 0.5W 以下であること。

【配慮事項】
①　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。
②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
③　製品の包装又は梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
④　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
</td>
</tr>
</table>

（備考） 1　次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

ア　ブラウン管を有するテレビジョン受信機

イ　産業用のもの

ウ　水平周波数が33.8キロヘルツを超えるブラウン管方式マルチスキャン対応のもの

エ　ツーリスト向け仕様のもの

オ　リアプロジェクション方式のもの

カ　受信機型サイズが10型又は10V型以下のもの

キ　ワイヤレス方式のもの

ク　電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの

2　判断基準②については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。

3　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

4　判断基準①については、平成27年度1年間は経過措置とし、この期間においては、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/149を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表　液晶テレビ又はプラズマテレビに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区　分				基準エネルギー消費効率又は算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	
FHD	19V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を１つ有するもの	E=71
			付加機能を２つ有するもの	E=83
			付加機能を３つ有するもの	E=95
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=74
			付加機能を１つ有するもの	E=86
			付加機能を２つ有するもの	E=98
			付加機能を３つ有するもの	E=110
	19V 型以上 32V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+36
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+48
			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+60
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+72
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+58
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+70
			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+82
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+94
	32V 型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-111
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-99
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-87
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-75
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-89
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-77
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-65
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-53
その他のもの	19V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=44
			付加機能を１つ有するもの	E=56
			付加機能を２つ有するもの	E=68
			付加機能を３つ有するもの	E=80
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=59
			付加機能を１つ有するもの	E=71
			付加機能を２つ有するもの	E=83
			付加機能を３つ有するもの	E=95
	19V 型以上 32V 型未満	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+6
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+18
			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+30
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+42
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+21
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+33
			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+45
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+57
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E=2.0×S+43
			付加機能を１つ有するもの	E=2.0×S+55

			付加機能を２つ有するもの	E=2.0×S+67
			付加機能を３つ有するもの	E=2.0×S+79
	32V 型以上	液晶ノーマル	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-141
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-129
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-117
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-105
		液晶倍速	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-126
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-114
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-102
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-90
		液晶４倍速又はプラズマ	付加機能を有しないもの	E=6.6×S-104
			付加機能を１つ有するもの	E=6.6×S-92
			付加機能を２つ有するもの	E=6.6×S-80
			付加機能を３つ有するもの	E=6.6×S-68

備考） 1　「FHD」とは、垂直方向の画素数が 1,080 以上、かつ、水平方向の画素数が 1,920 以上のものをいう。

2　「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3　「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1 秒間に 60 コマ以上 120 コマ未満の静止画を表示するもの

液晶倍速　　：液晶パネルを用い、1 秒間に 120 コマ以上 240 コマ未満の静止画を表示するもの

液晶４倍速　：液晶パネルを用い、1 秒間に 240 コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ　　：プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4　「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD（録画機能を有するものに限る。）、磁気ディスク装置、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5　E 及び S は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

S：受信機型サイズ

6　エネルギー消費効率の算定方法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 24 号（平成 22 年 2 月 18 日）の「２エネルギー消費効率の測定方法　２－２」による。

(2)　購入目標の算定基準

テレビジョン受信機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

８－３　電気便座

（1）　品目及び判断基準等

電気便座	**【判断基準】** 　省エネ統一ラベルが４つ星以上であること。 　※省エネ型製品情報サイト 　　https://seihinjyoho.go.jp/ 省エネ統一ラベル （５つ星） 省エネ統一ラベル （４つ星） 　又は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に100/159を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 **【配慮事項】** ①　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　1　次のいずれかに該当するものは、「電気便座」に含まれないものとする。

ア　他の給湯設備から温水の供給を受けるもの

イ　温水洗浄装置のみのもの

ウ　可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの

エ　専ら鉄道車両において用いるためのもの

２　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

３　温水洗浄便座のうち瞬間式のものについては、平成 27 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、省エネ統一ラベル「☆☆☆」又は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 100/129 を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないことで特定調達物品等とみなすこととする。なお、経過措置については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

４　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、判断基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないことで特定物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

（2）　購入目標の算定基準

電気便座の購入総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

表　電気便座に係る基準エネルギー消費効率

<table>
<tr><th colspan="2">区　　　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr>
<tr><th>洗浄機能の有無</th><th>貯湯タンクの有無</th></tr>
<tr><td>暖房便座（洗浄機能無し）</td><td></td><td>141</td></tr>
<tr><td rowspan="2">温水洗浄便座（洗浄機能有り）</td><td>貯湯式（貯湯タンク有り）</td><td>183</td></tr>
<tr><td>瞬間式（貯湯タンク無し）</td><td>135</td></tr>
</table>

備考）　１　「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。
　　　　２　「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

８－４ 電子レンジ

(1) 品目及び判断基準等

電子レンジ	【判断基準】 ① エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ② 待機時消費電力が0.05W未満であること。 【配慮事項】 ① 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ② 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考） 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。

ア ガスオーブンを有するもの

イ 業務の用に供するために製造されたもの

ウ 定格入力電圧が 200 ボルト専用のもの

エ 庫内高さが 135 ミリメートル未満のもの

オ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

2 「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

電子レンジの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表 電子レンジに係る基準エネルギー消費効率

<table>
<tr><th colspan="3">区 分</th><th rowspan="2">基準エネルギー
消 費 効 率</th></tr>
<tr><th>機 能</th><th>加熱方式</th><th>庫内容積</th></tr>
<tr><td>オーブン機能を有するも以外（単機能レンジ）</td><td></td><td></td><td>60.1</td></tr>
<tr><td rowspan="5">オーブン機能を有するもの（オーブンレンジ）</td><td rowspan="2">ヒーターの露出があるもの（熱風循環加熱方式のものを除く。）</td><td>30L 未満のもの</td><td>73.4</td></tr>
<tr><td>30L 以上のもの</td><td>78.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ヒーターの露出があるもの以外（熱風循環加熱方式のものを除く。）</td><td>30L 未満のもの</td><td>70.4</td></tr>
<tr><td>30L 以上のもの</td><td>79.6</td></tr>
<tr><td>熱風循環加熱方式のもの</td><td></td><td>73.5</td></tr>
</table>

備考） 「庫内容積」とは、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく電気機械機具品質表示規程で定める加熱室の有効寸法より算出した数値をいう。

9　エアコンディショナー等

9－1　エアコンディショナー

（1）　品目及び判断基準等

エアコンディショナー	**【判断基準】** 省エネ統一ラベルが４つ星以上であること。 ※省エネ型製品情報サイト https://seihinjyoho.go.jp/ 省エネ統一ラベル （５つ星） 省エネ統一ラベル （４つ星） **【配慮事項】** ①　家庭用のエアコンディショナーにあっては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であること。業務の用に供するエアコンディショナーにあっては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③　製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充塡量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がされていること。 ④　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　1　次のいずれかに該当するものについては、本項の判断基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

ア　冷房能力が 28kW（マルチタイプのものは 50.4kW）を超えるもの
イ　ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの
ウ　水冷式のもの
エ　圧縮用電動機を有しない構造のもの
オ　電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
カ　機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの
キ　専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
ク　スポットエアコンディショナー
ケ　車両その他の輸送機関用に設計されたもの
コ　高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム
サ　冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
シ　専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
ス　床暖房又は給湯の機能を有するもの
セ　熱回収式マルチエアコン

2　配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

3　「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

(2)　購入目標の算定基準

エアコンディショナーの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

９－２　ガスヒートポンプ式冷暖房機

（1）　品目及び判断基準等

ガスヒートポンプ式冷暖房機 （定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のもの）	**【判断基準】** ①　成績係数が表に示された区分ごとの数値以上であること。 ②　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと **【配慮事項】** ①　冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　「地球温暖化係数」については、「９－１　エアコンディショナー」の備考を参照。

（2）　購入目標の算定基準

ガスヒートポンプ式冷暖房機の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

表　ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区　分	成績係数の種類	成績係数
JIS 適合機種	期間成績係数（APF）	1.42
JIS 適合外機種	一次エネルギー換算成績係数（COP）	1.15

９－３ ストーブ

(1) 品目及び判断基準等

ストーブ	**【判断基準】** ① ガスストーブにあっては、エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② 石油ストーブにあっては、エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出された値を下回らないこと。 **【配慮事項】** ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

(備考) 本項の判断基準の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

ア 開放式のもの

イ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

ウ 半密閉式ガスストーブ

エ 最大の燃料消費量が4.0 L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ

オ 最大の燃料消費量が2.75 L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ

(2) 購入目標の算定基準

ストーブの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表１ ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区　分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表２ 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区　分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5 L/h を超えるもの	E=- 3.0L+71.5

備考) E及びLは、次の数値を表す。

E:基準エネルギー消費効率（単位：%）

L:最大燃料消費量（単位：L/h ）

１０　温水器等

１０－１ 電気給湯器

(1)　品目及び判断基準等

ヒートポンプ式電気給湯器	**【判断基準】** ①　業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.50以上であること。 ②　冷媒にフロン類が使用されていないこと。 **【配慮事項】** ①　冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ③　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）　1　成績係数の算出方法は、次式による。

成績係数（COP）　＝　定格加熱能力／定格消費電力

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。（単位：kW）

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。（単位：kW）

表　定格加熱条件

項　　目	定格加熱条件（単位：℃）
外気温度（DB／WB）	16／12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される取水温度（単位：℃）。

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度（単位：℃）。

2　「フロン類」については、「８－１　電気冷蔵庫等」の備考を参照。

3　「地球温暖化係数」については、「９－１　エアコンディショナー」の備考を参照。

4　判断基準②は、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については適用しないものとする。ただし、冷媒にオゾン層を破壊する物質は使用されていないこととする。

(2)　購入目標の算定基準

ヒートポンプ式電気給湯器の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１０－２ ガス温水機器

(1) 品目及び判断基準等

ガス温水機器	**【判断基準】** 　エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 **【配慮事項】** ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

(備考) 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。

ア 貯蔵式湯沸器
イ 業務の用に供するために製造されたもの
ウ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの
エ 浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの
オ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

(2) 購入目標の算定基準

ガス温水機器の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表　ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr>
<tr><th>ガス温水機器の種別</th><th>通気方式</th><th>循環方式</th><th>給排気方式</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ガス瞬間湯沸器</td><td rowspan="2">自然通気式</td><td rowspan="2"></td><td>開放式</td><td>83.5</td></tr>
<tr><td>開放式以外のもの</td><td>78.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強制通気式</td><td rowspan="2"></td><td>屋外式以外のもの</td><td>80.0</td></tr>
<tr><td>屋外式</td><td>82.0</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ガスふろがま（給湯付のもの以外）</td><td rowspan="3">自然通気式</td><td rowspan="3">自然循環式</td><td>半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)</td><td>75.5</td></tr>
<tr><td>密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)</td><td>71.0</td></tr>
<tr><td>屋外式</td><td>76.4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強制通気式</td><td>自然循環式</td><td></td><td>70.8</td></tr>
<tr><td>強制循環式</td><td></td><td>77.0</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ガスふろがま（給湯付のもの）</td><td rowspan="3">自然通気式</td><td rowspan="3">自然循環式</td><td>半密閉式又は密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの)</td><td>78.0</td></tr>
<tr><td>密閉式(給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外)</td><td>77.0</td></tr>
<tr><td>屋外式</td><td>78.9</td></tr>
<tr><td rowspan="3">強制通気式</td><td>自然循環式</td><td></td><td>76.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強制循環式</td><td>屋外式以外のもの</td><td>78.8</td></tr>
<tr><td>屋外式</td><td>80.4</td></tr>
<tr><td>ガス暖房機器(給湯付のもの以外)</td><td></td><td></td><td></td><td>83.4</td></tr>
<tr><td>ガス暖房機器(給湯付のもの)</td><td></td><td></td><td></td><td>83.0</td></tr>
</table>

１０－３ 石油温水機器

(1) 品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>石油温水機器</td><td>【判断基準】
　エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

【配慮事項】
①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。
②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
④　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</td></tr>
</table>

（備考） 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。

ア　ポット式バーナー付きふろがま

イ　業務の用に供するために製造されたもの

ウ　薪材を燃焼させる構造を有するもの

エ　ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー

(2) 購入目標の算定基準

石油温水機器の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表　石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th></tr>
<tr><th>用途</th><th>加熱形態</th><th>給排気方式又は制御方式</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給湯用のもの</td><td>瞬間形</td><td></td><td>86.0</td></tr>
<tr><td>貯湯式であって急速加熱形のもの</td><td></td><td>87.0</td></tr>
<tr><td>貯湯式であって急速加熱形以外のもの</td><td></td><td>85.0</td></tr>
<tr><td rowspan="6">暖房用のもの</td><td rowspan="3">瞬間形</td><td>開放形</td><td>85.3</td></tr>
<tr><td>半密閉式</td><td>79.4</td></tr>
<tr><td>密閉式</td><td>82.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貯湯式であって急速加熱形のもの</td><td>オンーオフ制御</td><td>87.0</td></tr>
<tr><td>オンーオフ制御以外のもの</td><td>82.0</td></tr>
<tr><td>貯湯式であって急速加熱形以外のもの</td><td></td><td>84.0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浴用のもの</td><td>伝熱筒のあるもの</td><td></td><td>75.0</td></tr>
<tr><td>伝熱筒のないもの</td><td></td><td>61.0</td></tr>
</table>

備考） 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。

4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（JIS S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。

5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。

6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。

１０－４ ガス調理機器

(1) 品目及び判断基準等

ガス調理機器	**【判断基準】** ① こんろ部にあっては、表１に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ② グリル部にあっては、表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 ③ オーブン部にあっては、表３に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した値を上回らないこと。 **【配慮事項】** ① 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ② プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

(備考) 次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ア 業務の用に供するために製造されたもの

イ ガス（都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの

ウ ガスグリル

エ ガスクッキングテーブル

オ ガス炊飯器

カ カセットこんろ

(2) 購入目標の算定基準

ガス調理機器の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表１ ガス調理機器のこんろ部に係る基準エネルギー消費効率

区 分			こんろ部 基準エネルギー消費効率
ガス調理機器の種別	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	２口以下	56.3
		３口以上	52.4
	組込形	２口以下	53.0
		３口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオーブンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

表２　ガス調理機器のグリル部に係る基準エネルギー消費効率算定式

区　分		グリル部 基準エネルギー消費効率の算定式
燃焼方法	調理方式	
片面焼き	水あり	E=25.1Vg+123
	水なし	E=25.1Vg+16.4
両面焼き	水あり	E=12.5Vg+172
	水なし	E=12.5Vg+101

備考）　1　E 及び Vg は次の装置を表すものとする。

E ：グリル部基準エネルギー消費効率（単位:Wh）

Vg:庫内容積（単位:L）

2　「片面焼き」とは、食材の片側から加熱調理する方式のものをいう。

3　「両面焼き」とは、食材の両面から加熱調理する方式のものをいう。

4　「水あり」とは、グリル皿に水を張った状態で調理する方式のものをいう。

5　「水なし」とは、グリル皿に水を張らない状態で調理する方式のものをいう。

6　「庫内容積」とは、焼網面積にグリル皿底面から入口上部までの高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

表３　ガス調理機器のオーブン部（ガスオーブンを含む。）に係る基準エネルギー消費効率算定式

設置状態	オーブン部 基準エネルギー消費効率の算定式
卓上又は据置形	E=18.6Vo+306
組込形	E=18.6Vo+83.3

備考）　1　E 及び Vo は、次の数値を表すものとする。

E：オーブン部基準エネルギー消費効率（単位：Wh）

Vo：庫内容積（単位：L）

2　「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3　「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4　「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

5　「庫内容積」とは、庫内底面積に庫内高さを乗じた数値を小数点以下 2 桁で四捨五入した数値をいう。

１１　照　明

１１－１照明器具

（1）　品目及び判断基準等

<table>
<tr>
<td>蛍光灯照明器具</td>
<td>

【判断基準】

次のいずれかの要件を満たすこと。

①　使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

②　使用用途が家庭用にあっては、省エネ統一ラベルが４つ星以上であること。

※省エネ型製品情報サイト
https://seihinjyoho.go.jp/

省エネ統一ラベル
（５つ星）

省エネ統一ラベル
（４つ星）

【配慮事項】

①　初期照度補正制御、人感センサ制御、明るさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

②　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。

③　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。

④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑤　包装材等の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

</td>
</tr>
<tr>
<td>LED 照明器具
（照明用白色LEDを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具）</td>
<td>

【判断基準】

①　固有エネルギー消費効率が次の基準を満たすこと。

<table>
<tr><td>光 源 色</td><td>固有エネルギー消費効率</td></tr>
<tr><td>昼 光 色</td><td rowspan="3">110lm/W以上</td></tr>
<tr><td>昼 白 色</td></tr>
<tr><td>白　　色</td></tr>
<tr><td>温 白 色</td><td rowspan="2">75lm/W以上</td></tr>
<tr><td>電 球 色</td></tr>
</table>

※　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、特定品目に含まれないものとする。

※　ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が 300mm 以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 85lm/W 以上とする。

※　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を 100lm/W 以上とする。

②　演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。

③　LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。

【配慮事項】

①　初期照度補正制御、人感センサ制御、明るさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

②　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされてい

</td>
</tr>
</table>

	ること。 ③　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。
LED を光源とした内照式表示灯	**【判断基準】** ①　定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②　特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 **【配慮事項】** ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④　包装材等の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。 ⑤　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

（備考）　1　次のいずれかに該当するものは、蛍光灯照明器具に含まない。

ア　防爆型のもの
イ　耐熱型のもの
ウ　防じん構造のもの
エ　耐食型のもの
オ　車両その他の輸送機関用に設計されたもの
カ　40形未満の蛍光ランプを使用するものであって､壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくはじか付け形のもの
キ　鉱工業用機械用に設計されたもの
ク　家具用に設計されたもの
ケ　さし込み口金及び蛍光ランプ用安定器が構造上一体となったもの
コ　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

2　本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金から受電される LED ランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。

3　本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については､最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

4　本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。

5　本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 12,000lm 以上のものをいう。

6　本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

7　LED照明器具の配光測定方法については、 JIS C 8105-5:2011（照明器具－第5部：配光測定方法）に準ずるものとする。

8　本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。

９　本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。

１０　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

品目ごとの購入総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

表　蛍光灯照明器具に係る基準エネルギー消費効率

区分			基準エネルギー消費効率
使用用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさ	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	100.8
		蛍光ランプの大きさの区分が86未満の蛍光ランプを使用するもの	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外の		61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	91.6
		使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70未満のもの又は蛍光ランプの大きさ区分の総和が70以上のものであって蛍光ランプの大きさが20の直管形蛍光ランプを使用するもの	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		70.8

備考）１　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあってはJIS C 7617-2の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあってはJIS C 7618-2の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては、定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては､高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

２　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年3月19日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

１１－２ ランプ

(1) 品目及び判断基準等

蛍光ランプ (直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ)	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率は、ランプ効率で100lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ 管径は25.5（±1.2）mm以下であること。 エ 定格寿命は10,000時間以上であること。 ② ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率は、ランプ効率で85lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Ｒａが80以上であること。 ウ 管径は32.5（±1.5）mm以下であること。 エ 定格寿命は10,000時間以上であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ （白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるもの）	**【判断基準】** 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が表１に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 定格寿命は6,000時間以上であること。 ③ 上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が50lm/W以上であること。 イ 定格寿命は6,000時間以上であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） １ 本項の判断基準の対象とする「電球形状のランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

２ 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

３ 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。

４ 本項の「電球型LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色LED 使用の電球形状のランプとする。

５ 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

(2)　購入目標の算定基準

ランプの購入総量（本数又は個数）に占める適合物品の数量（本数又は個数）の割合とする。

(3)　購入目標

50%とする。

表１　電球型 LED ランプに係るランプ効率の基準

光 源 色	ランプ効率
昼 光 色	80lm/W以上
昼 白 色	
白　　色	
温 白 色	70lm/W以上
電 球 色	

備考）　調光・調色対応の電球形 LED ランプについては、表１の光源色別の区分のランプ効率の基準から 5lm/W を差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表２　電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

<table>
<tr><th colspan="3">区　　　分</th><th rowspan="2">基準エネルギー
消費効率</th></tr>
<tr><th>蛍光ランプの
大きさの区分</th><th>蛍光ランプの
光源色</th><th>蛍光ランプの形状</th></tr>
<tr><td rowspan="3">10</td><td>電球色</td><td rowspan="3"></td><td>60.6</td></tr>
<tr><td>昼白色</td><td>58.1</td></tr>
<tr><td>昼光色</td><td>55.0</td></tr>
<tr><td rowspan="3">15</td><td>電球色</td><td rowspan="3"></td><td>67.5</td></tr>
<tr><td>昼白色</td><td>65.0</td></tr>
<tr><td>昼光色</td><td>60.8</td></tr>
<tr><td rowspan="6">25</td><td rowspan="2">電球色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>72.4</td></tr>
<tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>69.1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昼白色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>69.5</td></tr>
<tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>66.4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昼光色</td><td>蛍光ランプが露出しているもの</td><td>65.2</td></tr>
<tr><td>蛍光ランプが露出していないもの</td><td>62.3</td></tr>
</table>

備考）　次のいずれかに該当するものは、本項の判断基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。

ア　蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの

イ　光束を調節する機能を有するもの

ウ　鶏舎用に設計されたもの

エ　蛍光ランプが分離できるもの

オ　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

１２　自動車等

１２－１ 自動車

（1）　品目及び判断基準等

<table>
<tr>
<td>自動車</td>
<td>

【判断基準】

新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。ただし、⑧～⑩については、低排出ガス認定基準達成レベル及び燃費基準達成レベルの両方を満たすこと。

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>低排出ガス認定基準達成レベル※</th><th>燃費基準達成レベル※</th></tr>
<tr><td colspan="2">①電気自動車</td><td colspan="2" rowspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">②天然ガス自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ハイブリッド自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">④プラグインハイブリッド自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤燃料電池自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥水素自動車</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑦クリーンディーゼル自動車</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑧ガソリン自動車</td><td>乗用車</td><td>平成 17 年基準排出ガス 75%低減レベル（☆☆☆☆低排出ガス車）に適合</td><td rowspan="3">平成 27 年度燃費基準を達成</td></tr>
<tr><td>小型バス、小型貨物車</td><td rowspan="3">平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル（☆☆☆低排出ガス車）以上に適合

※ディーゼル自動車は除く</td></tr>
<tr><td>⑨ディーゼル自動車</td><td>乗用車、小型バス、小型貨物車、重量車</td></tr>
<tr><td>⑩ＬＰガス自動車</td><td>乗用車、小型貨物車</td><td>平成 22 年度燃費基準を達成</td></tr>
</table>

※　低排出ガス認定基準とは、「低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示第 103 号）」に基づくもの。

燃費基準とは、「エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）」に基づくもの。

【配慮事項】

①　エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。

②　鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。

③　資源有効利用促進法の判断基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がされていること。

④　再生材が可能な限り使用されていること。

⑤　アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。

⑥　エコドライブ支援機能を搭載していること。

</td>
</tr>
</table>

（備考）　1　本項の判断基準の対象とする「自動車」は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

2　配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。

3　「地球温暖化係数」については、「９－１　エアコンディショナー」の備考を参照。

4　「希少金属類」については、「７　移動電話等」の備考を参照。

5　「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

(2)　購入目標の算定基準

　　購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める適合物品の数量（台数）の割合とする。

(3)　購入目標

　　100%とする。

１２－２ タイヤ

(1)　品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>乗用車用タイヤ</td><td>

【判断基準】

①　社団法人日本自動車タイヤ協会の「低燃費タイヤ」認定品であること。

低燃費タイヤ統一マーク
※社団法人日本自動車タイヤ協会
http://www.jatma.or.jp

(参画企業)
㈱ブリヂストン、住友ゴム工業㈱ 、横浜ゴム㈱ 、東洋ゴム工業㈱、
日本ミシュランタイヤ㈱、日本グッドイヤー㈱、
㈱ハンコックタイヤジャパン、クムホジャパン㈱

又は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。

②　スパイクタイヤでないこと。

【配慮事項】

①　製品の長寿命化に配慮されていること。
②　走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
④　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
</td></tr>
</table>

(備考) 1　本項の判断基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

2　「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。

3　判断基準①については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法（案)」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

4　判断基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(平成２年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

(2)　購入目標の算定基準

乗用車用タイヤの購入総量（本数）に占める適合物品の数量（本数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１２－３ エンジン油

（1） 品目及び判断基準等

２サイクルエンジン油	【判断基準】 ① 生分解度が 28 日以内で 60%以上であること。 ② 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC_{50} 値が 100mg/l 以上であること。 【配慮事項】 ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）１ 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

ア 301B（CO_2発生試験）

イ 301C（修正MITI（I）試験）

ウ 301F（Manometric Respirometry試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

ア D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

イ D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

２ 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS（日本工業規格）

ア K 0102（工場排水試験方法）

イ K 0420-71シリーズ（10、20、30）
（水質-淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類、コイ科）］に対する化学物質の急性毒性の測定-第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※OECD（経済協力開発機構）

ア 203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製された WAF(水適応性画分)や WSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL_{50} 値が 100mg/l 以上であること。

（2） 購入目標の算定基準

エンジン油の購入総量（リットル）に占める適合物品の数量（リットル）の割合とする。

（3） 購入目標

100%とする。

１３　消火器

(1)　品目及び判断基準等

消火器	【判断基準】 ①　消火薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。 ②　製品の回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がされていること。 ②　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③　使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

（備考）１　本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号)」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

２　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

「回収システム」については、次のア及びイを満たすこと。

ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収（自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（製造事業者、販売事業者における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ　回収が適切に行われるよう、製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し回収に関する具体的情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

「再使用又はリサイクルされるためのシステム」については、次のウ及びエを満たすこと。

ウ　回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。

エ　回収された製品のうち再使用又はリサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。

３　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

消火器の購入総量（本数）に占める適合物品の数量（本数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１４　制服・作業服

（1）　品目及び判断基準等

品目	判断基準等
制服 作業服	**【判断基準】** 次のいずれかのマーク商品であること。 **エコマーク** ※エコマーク事務局 http://www.greenstation.net/ 【エコマーク】 **ＰＥＴボトルリサイクル推奨マーク** ※PETﾎﾞﾄﾙﾘｻｲｸﾙ利用推進協議会 http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/pr_mark_f.html 【PET ﾎﾞﾄﾙﾘｻｲｸﾙ推奨ﾏｰｸ】 **エコ・ユニフォームマーク** ※日本被服工業組合連合会 http://nippiren.com/eko-mark.shtml 【エコ・ユニフォームマーク】 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
帽子	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ①　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ③　再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

（備考）　1　「再生 PET 樹脂」とは、PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。

　　　　　2　「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

３　「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

４　「反毛繊維」とは、衣類等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

５　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。

６　「植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的､客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

７　クリーニング等を行う場合には、次の事項に十分留意すること。

ア　クリーニングに係る判断基準（「２１－１１　クリーニング」を参照。）を満たす事業者を選択すること。

イ　JIS L 0217（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に基づく表示を十分確認すること。

(2)　購入目標の算定基準

ア　制服又は作業服にあっては、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の購入総量（着数）に占める適合物品の数量（着数）の割合とする。

イ　帽子にあっては、ポリエステル繊維を使用した帽子の購入総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

（注）綿 100%の製品はグリーン購入対象外（報告数値から除外）。

(3)　購入目標

70%とする。

１５　インテリア・寝装寝具

１５－１ カーテン等

(1)　品目及び判断基準等

カーテン 布製ブラインド	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ①　臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ③　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
金属製ブラインド	**【判断基準】** 日射反射率が表に示された数値以上であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）１　「再生 PET 樹脂」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
２　「繊維部分全体重量」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。））を使用した附属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
３　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。
４　「未利用繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
５　「反毛繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
６　日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。

表　日射反射率の基準

明度 L*値	日射反射率（%）
70.0 以下	40.0
70.0 超 80.0 以下	50.0
80.0 超	60.0

(2)　購入目標の算定基準

ポリエステル繊維を使用したカーテン又は布製ブラインドの購入総量（枚数）に占める適合物品の数量（枚数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１５－２ カーペット

(1)　品目及び判断基準等

タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	**【判断基準】** 　未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ①　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。
ニードルパンチカーペット	**【判断基準】** 　次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ①　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。

（備考）１　「製品全体重量」とは、繊維部分重量に樹脂部分及び無機質等を加えた製品全体の重量をいう。

２　「未利用繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

３　「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。

４　「反毛繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

５　「再生プラスチック」については、「２　文具類」の備考を参照。

６　「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。

７　「植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

８　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

品目別に購入総量（㎡）に占める適合物品の数量（㎡）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１５－３ 毛布等

(1) 品目及び判断基準等

毛布	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ③ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
ふとん	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ② 使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ③ 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

（備考） 1 「再生PET樹脂」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。

2 「繊維部分全体重量」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）を使用した附属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

3 「未利用繊維」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。

4　「反毛繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
5　ふとんの判断基準の「詰物」とは、綿、羊毛、羽毛、合成繊維等のふとんに充填されているものをいう。
6　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。
7　クリーニングを行う場合には、クリーニングに係る判断基準を満たす事業者を選択するよう十分留意すること。

⑵　購入目標の算定基準

ア　毛布にあっては、ポリエステル繊維を使用した毛布の購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める適合物品の数量（枚数）の割合とする。

イ　ふとんにあっては、ポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める適合物品の数量（枚数）の割合とする。

⑶　購入目標

100%とする。

１５－４ ベッド

（1） 品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>ベッドフレーム</td><td>【判断基準】

全日本ベッド工業会「フレームマーク」のついた製品であること。

【フレームマーク】

※全日本ベッド工業会
http://www.zennihon-bed.jp/
［参画企業］
ﾌﾗﾝｽﾍﾞｯﾄﾞ㈱、ﾊﾟﾗﾏｳﾝﾄﾍﾞｯﾄﾞ㈱、
日本ﾍﾞｯﾄﾞ製造㈱、ｼﾓﾝｽﾞ㈱、
東京ﾍﾞｯﾄﾞ㈱、ｱｲｼﾝ精機㈱、
㈱ｼｰﾘｰｼﾞｬﾊﾟﾝ、ｼｰﾎﾈﾝｽ㈱、
㈱ｱﾝﾈﾙﾍﾞｯﾄﾞ、ﾄﾞﾘｰﾑﾍﾞｯﾄﾞ㈱

【配慮事項】
① 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。
② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
③ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
④ 材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
⑤ 材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</td></tr>
<tr><td>マットレス</td><td>【判断基準】

全日本ベッド工業会「衛生マットレスマーク」のついた製品であること。

【衛生マットレスマーク】

※全日本ベッド工業会
http://www.zennihon-bed.jp/
［参画企業］
ﾌﾗﾝｽﾍﾞｯﾄﾞ㈱、ﾊﾟﾗﾏｳﾝﾄﾍﾞｯﾄﾞ㈱、
日本ﾍﾞｯﾄﾞ製造㈱、ｼﾓﾝｽﾞ㈱、
東京ﾍﾞｯﾄﾞ㈱、ｱｲｼﾝ精機㈱、
㈱ｼｰﾘｰｼﾞｬﾊﾟﾝ、ｼｰﾎﾈﾝｽ㈱、
㈱ｱﾝﾈﾙﾍﾞｯﾄﾞ、ﾄﾞﾘｰﾑﾍﾞｯﾄﾞ㈱

【配慮事項】
① 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。
② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</td></tr>
</table>

（備考）１ 医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては、本項の判断基準の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。

２ 高度医療に用いるもの（手術台、ICU ベッド等）については、本項の判断基準の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。

(2)　購入目標の算定基準

ベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１６　作業手袋

(1)　品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>作業手袋</td><td>【判断基準】
エコマーク商品であること、

※エコマーク商品検索（ｸﾞﾘｰﾝｽﾃｰｼｮﾝ）
http://www.greenstation.net/

【エコマーク】

又は、次のいずれかの要件を満たすこと。

①　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。
②　ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。

【配慮事項】
①　未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。)。
②　漂白剤を使用していないこと。</td></tr>
</table>

（備考）１　「再生 PET 樹脂」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
２　「ポストコンシューマ材料」については、「２　文具類」の備考を参照。
３　「未利用繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
４　「反毛繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

作業手袋の購入総量（双）に占める適合物品の数量（双）の割合とする。

（注）綿 100%の製品はグリーン購入対象外（報告数値から除外）。

(3)　購入目標

100%とする。

１７　その他繊維製品

１７－１ テント・シート類

（1）　品目及び判断基準等

集会用テント	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ①　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。
ブルーシート	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）１　「再生 PET 樹脂」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

２　「繊維部分全体重量」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。を使用した附属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。

３　「再生ポリエチレン」とは、使用された後に廃棄されたポリエチレン製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するポリエチレン端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く）。

４　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。

（2）　購入目標の算定基準

ポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める適合物品の各品目の数量（点数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

１７－２ 防球ネット

(1)　品目及び判断基準等

防球ネット	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと。 ①　ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ②　ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。 ③　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ①　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②　製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。

（備考）　1　「再生 PET 樹脂」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

2　「繊維部分全体重量」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。

なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した附属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。

3　「再生ポリエチレン」については、「１７－１　テント・シート類」の備考を参照。

4　「環境負荷低減効果が確認されたもの」については、「２　文具類」の備考を参照。

5　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの購入総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

１７－３ 旗・のぼり・幕類

(1)品目及び判断基準等

旗 のぼり 幕	**【判断基準】** ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ① 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ② 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③ 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。

（備考） 1 本項の判断基準の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。
2 「再生 PET 樹脂」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。
3 「繊維部分全体重量」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。
なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。）、植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維若しくは植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものの重量」に含めてよい。
4 「環境負荷低減効果が確認されたもの」については、「２ 文具類」の備考を参照。
5 「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３ 消火器」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の購入総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

１７－４ モップ

(1) 品目及び判断基準等

モップ	【判断基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。

（備考） 1 「繊維部分全体重量」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。
なお、再生プラスチックを使用した附属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量」に含めてよい。

2 「未利用繊維」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。

3 「リサイクル繊維」とは、反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。

4 「反毛繊維」については、「１４ 制服・作業服」の備考を参照。

5 「再生プラスチック」については、「２ 文具類」の備考を参照。

6 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。

7 「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３ 消火器」の備考を参照。

(2) 購入目標の算定基準

購入（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める適合物品の数量（点数）の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

１８　設　備

(1)　品目及び判断基準等

太陽光発電システム（公共・産業用）	**【判断基準】** ①　太陽電池モジュール及び周辺機器について、別表１に示された項目について、情報が開示され容易に確認できること。 ②　発電電力量等が確認できるものであること。 ③　太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ④　パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑤　太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 **【配慮事項】** ①　修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。 ②　来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③　特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ④　太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤　鉛はんだを使用していないこと。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	**【判断基準】** ①　日射量が20,930kJ/(㎡・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が10Kである時、集熱量が8,372kJ/(㎡・日)以上であること。 ②　集熱器及び周辺機器について、表２に示された項目が、ウェブサイト等で容易に確認できること。 **【配慮事項】** ①　修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がされている、又は、分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。 ②　集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がされていること。 ③　外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ④　鉛はんだを使用していないこと。

（備考）　１　本項の判断基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共･産業用のシステムをいう。

２　本項の判断基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

３　「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。

４　モジュール変換効率の算出方法は次式による。

$$\eta = Pm / (A \times G) \times 100$$

Pm：モジュール公称最大出力（単位：W）

A：太陽電池セル・モジュール面積（単位：㎡）
G：放射照度（単位：W / ㎡）
「モジュール公称最大出力」は JIS C 8911 で規定された基準状態での最大出力瞬時の公称値とする。「放射照度」は JIS C 8960 に準拠して算出するものとする。

５　「集熱量」は JIS A 4112 に準拠して算出するものとする。JIS A 4112 で規定される「太陽集熱器」に適合する太陽熱利用システムは、本基準を満たす。

６　太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 8990 又は JIS C 8991 に準拠するものとする。

７　次の事項に十分留意すること。

ア　発電量又は集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表１又は２の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ　調達に当たっては、発電又は集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ　太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあっては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ　太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。

オ　購入に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。

表１　太陽光発電装置危機に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示（基準状態）	JIS C 8904-2 で規定された基準状態で測定した年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載。）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載。）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載。）
		その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載。）
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式　等
	接続箱	形式　等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項　等
	保証体制	保証履行期限　等

表２　太陽光発電装置危機に係る情報開示項目

<table>
<tr><th>区分</th><th>項目</th><th>確認事項</th></tr>
<tr><td rowspan="6">集熱器</td><td rowspan="2">集熱量の推定方法の提示</td><td>年間の推定集熱量</td></tr>
<tr><td>算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">瞬間効率 40%が得られない条件及び要因</td><td>影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載。）</td></tr>
<tr><td>温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載。）</td></tr>
<tr><td>気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載。）</td></tr>
<tr><td>その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">集熱器及び周辺機器</td><td>廃棄</td><td>廃棄方法、廃棄時の注意事項　等</td></tr>
<tr><td>保守点検</td><td>保守点検の条件（点検の頻度等）　等</td></tr>
<tr><td>保証体制</td><td>保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限　等</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>燃料電池</td><td>**【判断基準】**
商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。

【配慮事項】
分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。</td></tr>
<tr><td>生ごみ処理機</td><td>**【判断基準】**
バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器であること。

【配慮事項】
①　分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がされていること。
②　使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がされていること。
③　処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</td></tr>
<tr><td>節水機器</td><td>**【判断基準】**
＜共通事項＞
電気を使用しないこと。

＜個別事項＞
①　節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。
ア　ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。
イ　ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量があること。
②　定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8リットル/分であること。
③　泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。
ア　水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以</td></tr>
</table>

	下であること。 イ　水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。 **【配慮事項】** ①　取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②　使用用途における従前どおりの使用感であること。 ③　吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。

（備考）1　「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2　本項の判断基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13mmの水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

3　「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁をいう。なお、一般に流量設定が可変のものは流量調整弁、流量設定が固定式のものを定流量弁という。

4　本項の判断基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。

ア　ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ　設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁1個は、水栓1個に対応すること。

ウ　水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

5　本項の判断基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

日射調整フィルム	**【判断基準】** 日本ウインドウ・フィルム工業会の「エコラベル」貼付品であること。 エコラベル ※日本ウインドウ・フィルム工業会 http://www.windowfilm.jp/ 【エコラベル】 又は、 ①　遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ②　熱貫流率は5.9W/(㎡･K)未満であること。 ③　日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④　貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤　上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥　フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がされていること。 **【配慮事項】** 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

（備考） 1　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
2　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
3　判断基準の①において、可視光線透過率が 70%以上の場合は、遮蔽係数は 0.8 未満とする。
4　日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において 1,000 時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断基準①アに示されたものから±0.10 の範囲であること。
5　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
6　フィルムの貼付施工については、次の事項に留意すること。
ア　ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討すること。
イ　電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
ウ　著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
エ　照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

(2)　購入目標の算定基準
ア　太陽光発電システム又は燃料電池にあっては、購入による総設備容量（kW）とする。
イ　太陽熱利用システムにあっては、購入による総集熱面積（㎡）とする。
ウ　太陽光発電システムと太陽熱利用システムの複合システムにあっては、購入による総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
エ　燃料電池にあっては、購入による総設備容量（kW）とする。
オ　生ごみ処理機にあっては、購入（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む。）総量（台数）とする。
カ　節水機器にあっては、購入総量（個）に占める適合物品の数量（個）の割合とする。
キ　日射調整フィルムにあっては、購入による総面積（㎡）とする
ク　日射調整フィルムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総面積（㎡）とする。

(3)　購入目標
100%とする。

１９　災害備蓄用品

１９－１ 災害備蓄用品（飲料水）

（1）　品目及び判断基準等

ペットボトル飲料水	**【判断基準】** ①　賞味期限が5年以上であること。 ②　製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** ①　回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②　容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③　使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がされていること。

（備考）１　本項の判断基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

２　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

３　調達を行う各機関は、次の事項に十分注意すること。

ア　ペットボトル飲料水の購入に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。

イ　災害備蓄用品を購入するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

ウ　納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

エ　災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

４　使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

（2）　購入目標の算定基準

ペットボトル飲料水の購入総量（本数）に占める適合物品の数量（本数）の割合とする。

（3）　購入目標

100%とする。

１９－２ 災害備蓄用品（食料）

（1） 品目及び判断基準等

品目	判断基準等
缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン	**【判断基準】** ① 賞味期限が５年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
レトルト食品等	**【判断基準】** ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 賞味期限が５年以上であること。 イ 賞味期限が３年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	**【判断基準】** ① 賞味期限が３年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。

（備考）１ 本項の判断基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。

２ 「レトルト食品等」とは、気密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶融により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。

３ 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。

４ 「缶詰」の判断基準①については、基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上であることをもって特定物品等とみなすこととする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。

５ 「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断基準①については、市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。

６ 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。

７ 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア 災害備蓄用品を調達するに当たって、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

イ 納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

ウ 災害備蓄用の食料は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。

（2） 購入目標の算定基準

品目別に購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

（3） 購入目標

100%とする。

１９－３ 災害備蓄用品（生活用品・資材等）

(1) 品目及び判断基準等

毛布	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ① 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 ② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
作業手袋	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。 ② ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止めの塗布加工部分を除く。)で 50%以上使用されていること。 **【配慮事項】** ① 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。)。 ② 漂白剤を使用していないこと。
テント	**【判断基準】** 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。 **【配慮事項】** ① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ② 製品使用後に回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること。

ブルーシート	【判断基準】 　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。 【配慮事項】 　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）１　「再生 PET 樹脂」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
２　「繊維部分全体重量」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
　なお、再生プラスチック（使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものを除く。）を使用した付属品の重量は、「繊維部分全体重量」及び「再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維の重量」に含めてよい。
３　「未利用繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
４　「反毛繊維」については、「１４　制服・作業服」の備考を参照。
５　「ポストコンシューマ材料」については、「２　文具類」の備考を参照。
６　「再生ポリエチレン」については、「１７－１　テント・シート類」の備考を参照。
７　「回収及び再使用又はリサイクルされるためのシステムがあること」については、「１３　消火器」の備考を参照。
８　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
９　災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。

一次電池 （「単１形」「単２形」「単３形」「単４形」の電池）	【判断基準】 ①　アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの）であること。 ②　使用推奨期限が５年以上の製品仕様であること。 【配慮事項】 　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）１　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
２　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア　災害備蓄用品を購入するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
イ　納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

非常用携帯燃料	【判断基準】 ①　品質保証期限が５年以上であること。 ②　名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 　製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）１　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
２　災害備蓄用品を購入するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構

築すること。
3　納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

携帯発電機	**【判断基準】** ①　騒音レベルが 98dB 以下であること。 ②　連続運転可能時間が 3 時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては 1 時間以上であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考）1　本項の判断基準の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。
2　災害用以外の目的で調達する場合は、災害備蓄用品から除外すること。

(2)　購入目標の算定基準

各品目の購入総量（個数）に占める適合物品の数量（個数）の割合とする。

なお、集計に当たっては、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池については、通常業務において使用する本判断基準等一覧表に示す特定品目との合計で行う。

(3)　購入目標

100%とする。

２０　公共工事

（1）　品目及び判断基準

公共工事	**【判断基準】** 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表１に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。 **【配慮事項】** 資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※　義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表１　資材、建設機械、工法及び目的物の品目

分野	分類	品目名		品目ごとの判断基準
		品目分類	品目名	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表２
			土工用水砕スラグ	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		塗料	高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材・合板・単板積層材	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	

		配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
			洋風便器	
		コンクリート用型枠	合板型枠	
	建設機械	―	排出ガス対策型建設機械	表３
			低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表４
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート魂再生処理工法	コンクリート魂再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表５
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表２　資材

【盛土材等】

建設汚泥から再生した処理土	**【判断基準】** ①　建設汚泥から再生された処理土であること。 ②　重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。
土工用水砕スラグ	**【判断基準】** 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。 **【配慮事項】** 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

【加熱アスファルト混合物】

再生加熱アスファルト混合物	**【判断基準】** アスファルト・コンクリート塊を原材料として用いていること。
中温化アスファルト混合物	**【判断基準】** 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を 30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。

（備考）　「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

【路盤材】

再生骨材等	**【判断基準】** 「広島市再生砕石の承認基準」に基づく承認を受けたものであること。

【小径丸太材】

間伐材	**【判断基準】** 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。

【混合セメント】

高炉セメント	**【判断基準】** 高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。

（備考）　「高炉セメント」については、JIS K 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

【コンクリート及びコンクリート製品】

透水性コンクリート	**【判断基準】** 透水係数 1×10-2cm/sec 以上であること。

（備考）１　「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

２　「透水性コンクリート」については、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品付属品 B 舗装境界ブロック類推奨仕様 B-1 平板）で規定される透水性平板に適合する資材については、本基準を満たす。

【塗装】

高日射反射率塗装	**【判断基準】** ①　近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②　近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80%以上であること。

（備考）１　本項の判断基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものと

する。
2　近赤外波長域日射反射率は、明度L値、日射反射率保持率の測定及び算出方法、JIS K 5675による。
3　判断基準②については、日射反射率保持率の算出において屋外暴露耐候性試験開始後24ヶ月経過後の測定が必要なことから、平成27年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。
4　「高日射反射率塗装」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表　近赤外波長域日射反射率

明度L値	近赤外波長日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L値の値
80.0以上	80.0

【防水】

高日射反射率防水	**【判断基準】** 近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。

（備考）　1　本項の判断基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
2　日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

【舗装材】

再生材料を用いた舗装用ブロック類(焼成)	**【判断基準】** ①　原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②　再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③　再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、製品又は使用している再生材料の焼成品を2㎜以下に粉砕したものにおいて、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥、湖沼等のしゅんせつ土	前処理方法によらず対象

再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	**【判断基準】** ①　原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用いたものであること。 ②　再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③　再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。 別表 再生材料の原料となるものの分類区分：都市ごみ焼却灰、下水道汚泥 前処理方法：溶融スラグ化

別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
都市ごみ焼却灰、下水道汚泥	溶融スラグ化

【園芸資材】

バークたい肥	**【判断基準】** 以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ①　有機物の含有率(乾物)　70%以上 ②　炭素窒素比〔C/N 比〕　35 以下 ③　陽イオン交換容量[CEC](乾物)　70meq/100g 以上 ④　pH　5.5～7.5 ⑤　水分　55～65% ⑥　幼植物試験の結果　生育阻害その他異常が認められないこと。 ⑦　窒素全量〔N〕(現物)　0.5%以上 ⑧　りん酸全量〔P_2O_5〕(現物)　0.2%以上 ⑨　加里全量〔K_2O〕(現物)　0.1%以上
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	**【判断基準】** 以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上を使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。ただし、⑦については、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合は、この限りでない。 ①　有機物の含有率（乾物）　35%以上 ②　炭素窒素比〔C/N比〕　20以下 ③　pH　8.5 以下 ④　水分　50%以下 ⑤　窒素全量〔N〕（現物）　0.8%以上 ⑥　りん酸全量〔P_2O_5〕（現物）　1.0%以上 ⑦　アルカリ分（現物）　15%以下

（備考）１　「下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
２　肥料取締法第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。

【道路照明】

環境配慮型道路照明	**【判断基準】** 高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 45%以上削減されているものであること。 **【配慮事項】** 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。

【タイル】

陶磁器質タイル	**【判断基準】** ① 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用いているものであること。 ② 再生材料利用率は原材料の重量比で 20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出については、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2㎜ 以下に粉砕したものにおいて、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。 別表

再生材料の原料	前処理方法
採石および窯業廃土、無機珪砂（キラ） 鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑 石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム 廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く） 製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥 石材屑	前処理によらず対象
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥、湖沼等のしゅんせつ土	前処理によらず対象

【建具】

断熱サッシ・ドア	**【判断基準】** 建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ① 複層ガラスを用いたサッシであること。 ② 二重サッシであること。 ③ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 **【配慮事項】** サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。

【製材等】

製材	【判断基準】 ①　間伐材、林地残材又は小径木であること。 ②　①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は、除く。
集成材・合板・単板積層材	【判断基準】 ①　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②　①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③　居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。 【配慮事項】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

（備考）　1　本項の判断基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。
2　「製材等」の判断基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
3　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
4　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、同時点で原料・製品等を保管している者が証明書に同時点より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

【再生木質ボード】

パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	**【判断基準】** ①　合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。） ②　合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法律に照らし合法な木材であること。 ③　居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/1l 以下かつ最大値で 0.4mg/l 以下であること。 **【配慮基準】** 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

（備考）　1　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A1460 による。

2　木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、同時点で原料・製品等を保管している者が証明書に同時点より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

3　「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される　F☆☆☆☆等級に適合する資材は本基準を満たす。

【断熱材】

断熱材	**【判断基準】** 建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①　フロン類が使用されていないこと。 ②　再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 **【配慮事項】** 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。

（備考）1　「フロン類」については、「８－１　電気冷蔵庫」の備考を参照。

2　「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建設材料製造事業者等の判断基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

【照明器具】

照明制御システム	**【判断基準】** 連続調光可能な Hf 蛍光灯器具、LED 照明器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。

【変圧器】

変圧器	**【判断基準】** エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。 **【配慮事項】** 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。

（備考） 本項の判断基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

ア　絶縁材料としてガスを使用するもの
イ　H 種絶縁材料を使用するもの
ウ　スコット結線変圧器
エ　3 以上の巻線を有するもの
オ　柱上変圧器
カ　単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
キ　三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
ク　樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
ケ　定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
コ　風冷式又は水冷式のもの

表　変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相数	定格周波数	定格容量	
油圧変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E=19.4S^{0.737}$

備考） 1　「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。

2　「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。

3　E 及び S は、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
S：定格容量（単位：kVA）

4　表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する準標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあっては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 71 号（平成 24 年 3 月 30 日）の「3　エネルギー消費効率の測定方法」による。

【空調用機器】

吸収冷温水機	【判断基準】 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。

（備考） 1　本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍機能がが 25kW 以上のものとする。

2　吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表　冷房の成績係数

区　　分	成績係数
冷凍能力が 186ｋＷ未満	1.15
冷凍能力が 186ｋＷ以上	1.20

ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断基準】 ①　冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②　成績係数が表１又は表２に示された区分の数値以上であること。

（備考）　本項の判断基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

表１　JIS 適合機種

区　　分	期間成績係数（APF）
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

備考）　期間成績係数（APF）の算出方法は、JIS B 8672-1 による。

表２　JIS 適合外機種

区　　分	一次エネルギー換算成績係数（COP）
冷房能力が 28kW 以上 67kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kW 以上	1.23 以上

備考） 1　一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP=(Cc/(Egc+Eec)+Ch/(Egh+Eeh))/2

COP：一次エネルギー換算成績係数

Cc：冷房標準能力（単位：kW）

Egc：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec：冷房消費電力（単位：kW）を 1kW につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch：暖房標準能力（単位：kW）

Egh：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh：暖房消費電力（単位：kW）を 1kW につき 9,760kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2　冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B 8627-2 又は 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3　冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

【空調用機器】

送風機	【判断基準】 プレミアム効率のモーターが使用されていること。
ポンプ	【判断基準】 プレミアム効率のモーターが使用されていること。

（備考） 1　プレミアム効率のモーターは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　送風機の適用範囲は、定格電圧 600V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。
３　ポンプの適用範囲は、定格電圧 600V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

【廃管材】

排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	**【判断基準】** 排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 **【配慮事項】** 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

（備考）　１　判断基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
２　「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管又は継手類とする。

表　重量比

管の区分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

備考）　１　三層管は、JIS K 9797 及び JIS K 9798 とする。
２　単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管、及び AS58（排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管）とする。なお、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつ JIS K 6741 の規格を満たした排水・通気用の管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できること。

【衛生器具】

自動水栓	**【判断基準】** 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	**【判断基準】** 洗浄水量が 4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
洋風便器	**【判断基準】** 洗浄水量が 8.5L/回以下であること。

（備考）　自動水栓の判断基準は、公共用トイレの洗面用又は手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

【コンクリート用型枠】

合板型枠	**【判断基準】** 型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 **【配慮事項】** 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考） 1 本項の判断基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考３に示す内容が表示されていることを確認すること。

3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18 年 2 月 15 日）」に準拠したものとする。

ア 本項の判断基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあっては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

4 本項の判断基準①および②の適用については、平成 27 年度までは経過措置を設けることとし、この期間においては、原則、当該判断基準を満たす合板型枠の調達に努めることとするが、備考３の表示のない合板型枠については、当該判断基準を適用する対象には含めないものとする。

表３　建設機械

<table>
<tr><td>排出ガス対策型建設機械</td><td>

【判断基準】

別表１及び別表２に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第２次基準値又はこれより優れるものであること。

（別表１　トンネル工事用建設機械）

<table>
<tr><th>機　種</th><th>摘　　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下。大型ブレーカを装着したものを含む。</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ・クローラローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下</td></tr>
<tr><td>ダンプトラック</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下。ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</td></tr>
<tr><td>トラックミキサ</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下。ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</td></tr>
</table>

（別表２　一般工事用建設機械）

<table>
<tr><th>機　種</th><th>摘　　　要</th></tr>
<tr><td>バックホウ</td><td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td></tr>
<tr><td>ホイールローダ</td><td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td></tr>
<tr><td>ブルドーザ</td><td>ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下</td></tr>
</table>

第２次基準値

<table>
<tr><th></th><th>HC
(g/kW･h)</th><th>NOx
(g/kW･h)</th><th>CO
(g/kW･h)</th><th>PM
(g/kW･h)</th><th>黒煙
(%)</th></tr>
<tr><td>8kW 以上 19kW 未満</td><td>1.5</td><td>9</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>19kW 以上 37kW 未満</td><td>1.5</td><td>8</td><td>5</td><td>0.8</td><td>40</td></tr>
<tr><td>37kW 以上 75kW 未満</td><td>1.3</td><td>7</td><td>5</td><td>0.4</td><td>40</td></tr>
<tr><td>75kW 以上 130kW 未満</td><td>1</td><td>6</td><td>5</td><td>0.3</td><td>40</td></tr>
<tr><td>130kW 以上 560kW 未満</td><td>1</td><td>6</td><td>3.5</td><td>0.2</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="6">１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。
２．トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1/5 以下とする。</td></tr>
</table>

別表３及び別表４に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第１次基準値又はこれより優れるものであること。

（別表３　トンネル工事用建設機械）

<table>
<tr><th>機　種</th><th>摘　　　要</th></tr>
<tr><td>ドリルジャンボ</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下
（40.8PS 以上 353PS 以下）</td></tr>
<tr><td>コンクリート吹付機</td><td>ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下
（40.8PS 以上 353PS 以下）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

（別表４　一般工事用建設機械）

機　種	摘　　　要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下）、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下）、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下）、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下（10.2PS 以上 353PS 以下）、ラフテレーンクレーン

第１次基準値

	HC (g/kW･h)	NOx (g/kW･h)	CO (g/kW･h)	黒煙 (%)
7.5kW 以上 15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW 以上 30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 未満	1.3	9.2	5	50

１．測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。
２. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の 1/5 以下とする。

備考）　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号、平成 18 年 10 月 1 日規制開始）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断基準】

建設機械の騒音の測定値が別表５に掲げる値以下のものであること。

（別表５）

機種	機関出力（kW）	騒音基準値（dB）
ブルドーザー	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	102 105 105
バックホウ	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P ＜ 206 206 ≦ P	99 104 106 106
ドラグライン クラムシェル	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P ＜ 206 206 ≦ P	100 104 107 107
トラクターショベル	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	102 104 107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P ＜ 206 206 ≦ P	100 103 107 107
バイブロハンマー		107
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	98 102 104
アースオーガー	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	100 104 107
オールケーシング掘削機	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P ＜ 206 206 ≦ P	100 104 105 107
アースドリル	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	100 104 107
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P ＜ 155 55 ≦ P	101 104
コンクリートポンプ（車）	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	100 103 107
コンクリート圧砕機	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P ＜ 206 206 ≦ P	99 103 106 107
アスファルトフィニッシャー	P ＜ 155 55 ≦ P ＜ 103 103 ≦ P	101 105 107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P ＜ 155 55 ≦ P	101 105
発動発電機	P ＜ 155 55 ≦ P	98 102

（備考）　排出ガス対策型建設機械にあっては、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年 5 月 25 日成立、平成 18 年 4 月 1 日施行）において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成 18 年 10 月 1 日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

表４　工法

【建設発生土有効利用工法】

低品質土有効利用工法	**【判断基準】** ①　施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。 ②　重金属等有害物質の溶出については、「広島市再生資材使用指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。

【建設汚泥再生処理工法】

建設汚泥再生処理工法	**【判断基準】** ①　施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②　重金属等有害物質の含有及び溶出については、「広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」に基づく土壌の汚染に係る環境基準等を満たすこと。

【コンクリート魂再生処理工法】

コンクリート魂再生処理工法	**【判断基準】** 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

【舗装（表層）】

路上表層再生工法	**【判断基準】** 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。

（備考）　アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

【舗装（路盤）】

路上再生路盤工法	**【判断基準】** 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

（備考）　アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。

【法面緑化工法】

伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	**【判断基準】** 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材や建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で 70%以上を占めること。

【山留め工法】

泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	**【判断基準】** セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できるものであること。

（備考）　本項の判断基準の対象とする泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法は、仮設工事において使用するものとする。

表５　目的物

【高機能舗装】

排水性舗装	**【判断基準】** 　雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
透水性舗装	**【判断基準】** 　雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。

（備考）　1　排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
2　雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

【屋上緑化】

屋上緑化	**【判断基準】** ①　植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②　ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 **【配慮事項】** ①　屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②　灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。

（備考）　建物の屋上等において設置するものとする。

(2)　購入目標の算定基準

今後、使用実績の把握方法の検討を進める中で、算定基準の立て方について、検討する。

なお、使用実績の把握方法の参考とするため、試行的に下表に掲げる内容により、使用実績を集計する。

品　目　名	総　　数	適合物品数	集計単位
建設汚泥から再生した処理土	－	判断基準に適合する建設汚泥再生処理土の量	m^3
土工用水砕スラグ	－	判断基準に適合する土工用水砕スラグの量	
間伐材	－	判断基準に適合する間伐材の量	
高炉セメント	コンクリートの全量（橋梁上部工事、建築駆体工事など初期強度を必要とする場合を除く）	判断基準に適合する高炉セメントを原材料としたコンクリートの量	
透水性コンクリート	－	判断基準に適合する透水性コンクリートの量	
高日射反射率塗装	－	判断基準に適合する高日射反射率塗装の施工面積	m^2
高日射反射率防水	－	判断基準に適合する高日射反射率防水の施工面積	
再生骨材等	路盤材として使用した骨材等の全量	判断基準に適合する再生骨材等の量	m^3
再生加熱アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の全量	判断基準に適合する再生加熱アスファルト混合物の量	
		判断基準に適合する中温化アスファルト混合物の量	m^3

バークたい肥	肥料の全量	判断基準に適合するバークたい肥の量	kg
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		判断基準に適合する下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料の量	
環境配慮型道路照明	道路照明の総数	判断基準に適合する環境配慮型道路照明の数	個
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	－	判断基準に適合する再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）の量	m^2
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	－	判断基準に適合する再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無筋コンクリート製品）の量	
陶磁器質タイル	陶磁器質タイルの全量（役物を除く。）	判断基準に適合する再生陶磁器質タイルの量（役物を除く。）	
断熱サッシ・ドア	－	判断基準に適合する断熱サッシ・ドアの量	カ所
製材	－	判断基準に適合する製材の量	m^3
集成材・合板・単板積層材	－	判断基準に適合する集成材・合板・単板積層材の量	m^2
パーティクルボード	パーティクルボードの全量	判断基準に適合する再生パーティクルボードの量	m^2
繊維板	繊維板の全量	判断基準に適合する再生繊維板の量	
木質系セメント板	木質系セメント板の全量	判断基準に適合する再生木質系セメント板の量	
断熱材	－	判断基準に適合する断熱材の量	m^2
照明制御システム	－	判断基準に適合する照明制御システムを導入した工事数	工事数
変圧器	定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用される変圧器の総数	判断基準に適合する変圧器の数	台
吸収冷温水機	－	判断基準に適合する吸収冷温水機の量	台
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	－	判断基準に適合するガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の量	台
送風機	送風機の全量	判断基準に適合する送風機の量	個
ポンプ	ポンプの全量	判断基準に適合するポンプの量	
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	－	判断基準に適合する排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管の量	m
自動水栓	－	判断基準に適合する自動水栓の量	個
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	－	判断基準に適合する自動洗浄装置及びその組み込み小便器の量	個
洋風便器	－	判断基準に適合する洋風便器の量	個

低品質土有効利用工法	―	判断基準に適合する低品質土有効利用工法を使用した工事数	
建設汚泥再生処理工法	―	判断基準に適合する建設汚泥再生処理工法を使用した工事数	工事数
コンクリート魂再生処理工法	―	判断基準に適合するコンクリート魂再生処理工法を使用した工事数	
路上表層再生工法	―	判断基準に適合する路上表層再生工法の施工面積	㎡
	―	判断基準に適合する路上表層再生工法を使用した工事数	工事数
路上再生路盤工法	―	判断基準に適合する路上再生路盤工法の施工面積	㎡
	―	判断基準に適合する路上再生路盤工法を使用した工事数	工事数
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	―	判断基準に適合する伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法を使用した工事数	工事数
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	―	判断基準に適合する泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法を使用した工事数	
排水性舗装	―	施工した排水性舗装の施工面積	㎡
	―	排水性舗装が含まれる工事の数	工事数
透水性舗装	―	施工した透水性舗装の施工面積	㎡
	―	透水性舗装が含まれる工事の数	工事数
屋上緑化	―	判断基準に適合する屋上緑化の施工面積	㎡

（備考） 1　入力時点は工事完成時期とし、使用量を入力する。
2　使用した資材のうち、判断基準に適合する資材等がない場合も総数には数量を入力する。
3　環境配慮型道路照明の集計においては、ポールによる照明灯は 1 本当たり 1 個とカウントする。
4　送風機の集計においては、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機を対象とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。
5　ポンプの集計においては、定格電圧 200V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプを対象とする。

(3)　購入目標

公共工事の中で、この「特定品目別の判断基準等一覧表」に掲げられた品目を使用する場合は、原則として、判断基準に適合するものの使用に努める。

２１　役務

２１－１ 省エネルギー診断

(1)　品目及び判断基準

省エネルギー診断	**【判断基準】** 　表１に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表２の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。

表１

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表２

過去３年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推計根拠

(2)　購入目標の算定基準

省エネルギー診断の件数とする。

本役務の対象となる施設等の具体的範囲を示すこととする。

(3)　購入目標

100%とする。

２１－２ 印刷

（1） 品目及び判断基準等

印刷	【判断基準】 ① 印刷用紙に係る判断基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとする。 ② 表１に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③ 印刷物へ「リサイクル適性」を表示すること。 ④ オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキが使用されていること。 【配慮事項】 ① 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ② デジタル化の推進等（DTP、CTP、DDCP 方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③ オフセット印刷に関連する印刷の各工程において、環境配慮のための措置が可能な限り講じられていること。 ④ 揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制に配慮されていること。 ⑤ 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ⑥ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） 1 本項の判断基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物（折り鶴再生紙（本市に係るものに限る。）に係る印刷物を除く。）を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし、他の品目として調達する場合にあっても、可能な限り本項の判断基準を満たすよう努めること。

2 「オフセット印刷」とは、印刷版の印刷インキを転写体に転移し、さらにこれを紙などに再転移する印刷方法をいう。

3 判断基準②及び③の印刷物リサイクル適性の表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。

4 判断基準③の「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。ただし、長時間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については、適用しないものとする。

ア Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます。」

イ Ａ又はＢランクの材料のみ使用（アの場合を除く。）する場合は「板紙にリサイクルできます。」

ウ Ｃ又はＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています。」

※表示例

5　調達に当たっては、表２の資材確認票を参考として、使用される資材等について確認するなど、使用目的にあった資材を適切に選択するよう留意すること。

6　判断基準④の「植物由来の油を含有したインキ」とは、植物由来の油含有量の比率が、インキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ （ただし、金、銀、パール、白インキ）	20%以上 （10%以上）
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種 UV インキ	7%以上

7　配慮事項④の「揮発性有機化合物の発生抑制に配慮」とは、次の配慮がされていることをいう。

ア　インキ及び塗料の揮発性有機化合物の含有量に配慮されていること。

イ　湿し水、洗浄剤及び廃ウェス容器等からの揮発性有機化合物の発生抑制対策を講じていること。

ウ　オフセット輪転印刷で熱風乾燥印刷の場合は、揮発性有機化合物排出処理装置（脱臭装置）を設置し適切に運転・管理していること。

8　配慮事項②から⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

(2)　購入目標の算定基準

印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の発注総件数に占める基準を満たす件数の割合とする。

（注）印刷発注した用紙の総枚数（A4 換算）は、紙類の「印刷用紙」の購入実績に含めること。

(3)　購入目標

100%とする。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない。	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない。	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる。	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙､板紙へのリサイクルが不可能になる。
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	－	－	－
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト☆／PUR系ホットメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	－
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	－	－
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	－
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品(芳香剤、香水、口紅等)

備考）　１　☆印の資材（難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シール、リサイクル対応型ドライトナー）は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

２　＊印の資材（抄色紙、ファンシーペーパー）は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

表２　資材確認票の様式（例）

作成年月日：　　　年　　月　　日

御中

件名：

資　材　確　認　票

〇〇印刷株式会社

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	〇	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	表紙	〇	A	コート紙	〇〇製紙／〇〇	
	見返し	〇	A	上質紙	〇〇製紙／〇〇	
	カバー	－	－			
インキ類		〇	A	平版インキ	〇〇インキ／〇〇	
加工	製本加工	〇	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学／〇〇	
	表面加工	〇	A	OPニス	〇〇化学／〇〇	
	その他加工	－	－			
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Ａランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	〇
Ａ又はＢランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
Ｃ又はＤランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

備考）１　資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

２　古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。

３　内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

２１－３ 食堂

(1) 品目及び判断基準等

食堂	**【判断基準】** 　庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ①　生ごみを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②　繰り返し利用できる食器が使われていること。 **【配慮事項】** ①　生ごみ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②　生分解性の生ごみ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。 ③　食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。

(備考) 1　会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から購入する場合は、本項の判断基準を準用する。

2　配慮事項③における「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等における新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(2) 購入目標の算定基準

判断基準を満たす食堂の件数とする。

(3) 購入目標

100%とする。

２１－４ 自動車専用タイヤ更生

（1） 品目及び判断基準等

自動車専用タイヤ更生	**【判断基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ② 再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能であること。 **【配慮事項】** ① ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

（備考） 本項の判断基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とする「更生タイヤ」とは、JISD4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。また、JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断基準①を満たす。

（2） 購入目標の算定基準

自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として購入されるものを含む。）の総件数とする。

（3） 購入目標

100%とする。

２１－５ 自動車整備

(1) 品目及び判断基準等

<table>
<tr><td>自動車整備</td><td>【判断基準】
① 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）が使用されていること。
② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
ア 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。
なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。
イ エンジン洗浄の実施直後及び法定12 ヶ月点検において判断基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。

【配慮事項】
① 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
② エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。
③ ロングライフクーラントの再利用に努めていること。
④ 自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</td></tr>
</table>

（備考） 1 本項の判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車を除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品を使用することができるものとする。

4 本項の判断基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2 サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。

6 本項の判断基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和 49 年環境庁告示第 1 号）による。

(2) 購入目標の算定基準

自動車整備の発注総件数に占める基準を満たす件数の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

２１－６ 庁舎管理等

(1)　品目及び判断基準等

庁舎管理	**【判断基準】** ①　庁舎管理において使用する物品が特定品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　当該施設において実施すべき、次のアからエに関する措置等を選定するとともに、当該措置等に関連する設備・機器等の運転条件、計測頻度、保守・点検頻度、方法等の管理基準に基づき、実施状況を施設管理者に毎月報告すること。 ア　温湿度の適切な設定及び管理がされていること。 イ　照明効率を維持するための措置が講じられていること。 ウ　空気調和設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置が講じられていること。 エ　受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等について、適切な管理及び措置が講じられていること。 ③　常駐管理の場合にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量又は廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア　エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ　水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ　廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ④　ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、有害ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 ⑤　庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。 **【配慮事項】** ①　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準（平成21年経済産業省告示第66号）」及び「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針（平成25年経済産業省告示第271号）」を踏まえ、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮の上、庁舎におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られること。 ②　庁舎管理において使用する物品の購入に当たっては、特定品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷低減に考慮するよう努めていること。

植栽管理	【判断基準】 ①　植栽管理において使用する物品が特定品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③　農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【配慮事項】 ①　灌水の雨水利用に配慮されていること。 ②　剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ③　施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。 ④　植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ⑤　植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ⑥　植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。

（備考）１　「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2　庁舎管理に係る判断基準②及び③については、役務の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3　「施設利用者」とは、来庁者をいう。

4　庁舎管理に係る判断基準②及び③については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。

5　「フロン類」については、「８－１　電気冷蔵庫等」の備考を参照。

6　本項の判断基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。

7　植栽管理に係る判断基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。

8　植栽管理に係る判断基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成 19 年 1 月 31 日付 18 消安第 11607 号環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。

清掃	【判断基準】 ① 清掃において使用する物品が特定品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 【配慮事項】 ① 清掃に用いる洗剤、ワックス等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ② 補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ③ 清掃に使用する床維持剤（ワックス）等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④ 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑤ 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
害虫防除	【判断基準】 ① 害虫防除において使用する物品が特定品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④ 防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤ 殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。 【配慮事項】 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。

（備考） 本項の判断基準の対象とする「害虫防除」は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

(2) 購入目標の算定基準

当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める基準を満たす業務の件数の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

２１－７ 輪配送

(1) 品目及び判断基準等

輪配送	**【判断基準】** ① エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率の維持等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④ モーダルシフトを実施していること。 ⑤ 輪配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑥ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の有無がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 **【配慮事項】** ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断基準（経済産業省・国土交通省告示第7号（平成18年3月31日）」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（経済産業省・国土交通省告示第2号（平成26年1月17日）」を踏まえ、輪配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ② 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輪配送が実施されていること。 ③ 輪配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ④ 輪配送回数を削減するために共同輪配送が実施されていること。 ⑤ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ⑥ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑦ 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧ 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑨ 契約により輪配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ⑩ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）の対策地域を走行する輪配送にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輪配送が行われていること。

（備考） 1 本項の判断基準の対象とする「輪配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般・冊子等）及びメール便をいう。

ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg 以下の一口一個の貨物をいう。

ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一口一冊の貨物をいう。

2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（平成24年10月）に基づく運転をいう。

（参考）①ふんわりアクセル『ｅスタート』②車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう

3　判断基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア　エコドライブについて運転者への周知がされていること。

イ　エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。

ウ　エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ　運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理が行われていること。

4　判断基準③の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境保全を目的に自主的な管理を実施していることをいう。

5　判断基準④の「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。

6　判断基準⑤の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。

ア　エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ　渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ　輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

エ　輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。

7　「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16 年法律77 号）第２条第４項に規定する環境報告書をいう。

8　配慮事項②の低燃費・低公害車とは、本判断基準等一覧表に示した「１２－１　自動車」を対象とする。

9　「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施する者をいう。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める基準を満たす輸配送業務の件数の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

２１－８ 旅客輸送（自動車）

(1) 品目及び判断基準等

旅客輸送 （バスの借上げ、ハイヤーの委託契約など）	**【判断基準】** ① エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑤ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウェブをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 **【配慮事項】** ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断基準（経済産業省・国土交通省告示第6号（平成18年3月31日）」及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針（経済産業省・国土交通省告示第3号（平成26年1月17日）」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ② 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ③ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ④ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。 ⑤ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ⑥ GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。

（備考） 1 「エコドライブ」の定義については「２１－７ 輸配送」の備考２を参照。

2 判断基準②の「エコドライブを推進するための措置」の定義については「２１－７ 輸配送」の備考３を参照。

3 判断基準③の「車両の点検・整備」の定義については「２１－７ 輸配送」の備考４を参照。

4 判断基準④の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあっては次の要件ア、イを全て満たすことをいう。

ア エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあっては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

(2) 購入目標の算定基準

当該年度に契約する旅客輸送業務の総件数に占める基準を満たす旅客輸送業務の件数の割合とする。

(3) 購入目標

100%とする。

２１－９ 照明機能提供業務

(1)　品目及び判断基準等

蛍光灯機能提供業務	**【判断基準】** 次の要件を満たす機能提供型サービス（サービサイジング）であること。 ①　使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断基準（ランプ参照）を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②　回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ③　蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。 **【配慮事項】** ①　使用済み蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③　使用済み蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、成型品で回収するよう努めていること。 ④　蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。

（備考）　1　本項の判断基準の「機能提供型サービス（サービサイジング）」とは、蛍光灯の所有権を業務提供者から移さず機能のみを提供し、輸送・回収・廃棄に係る責任を業務提供者が負う役務をいう。

2　判断基準③の「蛍光灯の適正処理終了を示す証明書」は、電子マニフェストやIT を活用したマニフェスト管理システムなど証明書に準ずるものでも可能とする。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度に契約する蛍光灯機能提供業務の件数とする。

(3)　購入目標

100%とする。

２１－１０ 小売業務

(1)　品目及び判断基準等

庁舎等において営業を行う小売業務	**【判断基準】** 　庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②　消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 **【配慮事項】** 　店舗において取り扱う商品については、可能な限り簡易包装等により容器包装の使用量を削減した商品であること。

（備考）　1　判断基準①の独自の取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2　判断基準②の独自の取組とは、商品の販売に際して消費者に容器包装を有償で提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度に契約する判断基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の総件数とする。

(3)　購入目標

100%とする。

２１－１１ クリーニング

(1) 品目及び判断基準等

クリーニング	**【判断基準】** ①　省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②　ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 **【配慮事項】** ①　揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②　ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③　事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④　可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤　エコドライブの推進に努めていること。 ⑥　包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 ⑦　省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

（備考）　1　本項の判断基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。

2　「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア　回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。

イ　回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。

ウ　回収されたプラスチックハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

3　「低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「１２－１　自動車」を対象とする。

4　「エコドライブ」については、「２１－７　輸配送」の備考を参照。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

(3)　購入目標

100%とする。

２１－１２ 自動販売機設置

(1) 品目及び判断基準等

飲料自動販売機設置	**【判断基準】** 清涼飲料自販機協議会のホームページの「グリーン購入法適合機種一覧」に掲載された自動販売機であること。 ※清涼飲料自販機協議会ホームページ http://www.jsvmc.jp/itiran/index.html 又は、次の①から②の要件を満たすこと。 ① エネルギー消費効率（年間消費電力量 単位：kWh/年）が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 **【配慮事項】** ① 年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。 ② 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ③ 屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ④ カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ⑤ 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑥ 自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑦ 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。

（備考） 1 本項の判断基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

ア 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

イ 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

ウ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

エ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

2 本項の判断基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

3 判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

4 「フロン類」については、「８－１ 電気冷蔵庫等」の備考を参照。判断基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

5 判断基準②の冷媒については、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、か

つ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。

6　本項における「地球温暖化係数」については「9－1　エアコンディショナー」の備考を参照。

7　調達に当たっては、次の事項に十分留意すること。

ア　利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ　設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ　マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

(2)　購入目標の算定基準

当該年度に新規契約する飲料自動販売機設置業務の総契約件数に占める基準を満たす業務の契約件数の割合とする。

（注）契約更新の場合で機器の入替えが発生しない場合は、報告対象外。

(3)　購入目標

100%。

表　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td rowspan="2">基準エネルギー消費効率の算定式</td></tr>
<tr><td>販売する飲料の種類</td><td colspan="2">自動販売機の種類</td></tr>
<tr><td rowspan="4">缶・ボトル飲料</td><td colspan="2">コールド専用機又はホットオアコールド機</td><td>E=0.218V+401</td></tr>
<tr><td colspan="2">ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）</td><td>E=0.798Va+414</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm 以上のもの）</td><td>電子マネー対応装置のないもの</td><td>E=0.482Va+350</td></tr>
<tr><td>電子マネー対応装置のあるもの</td><td>E=0.482Va+500</td></tr>
<tr><td rowspan="5">紙容器飲料</td><td rowspan="3">A タイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）</td><td>コールド専用機</td><td>E=0.948V+373</td></tr>
<tr><td>ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）</td><td>E=0.306Vb+954</td></tr>
<tr><td>ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）</td><td>E=0.630Vb+1474</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B タイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）</td><td>コールド専用機</td><td>E=0.477V+750</td></tr>
<tr><td>ホットアンドコールド機</td><td>E=0.401Vb+1261</td></tr>
<tr><td>カップ式飲料</td><td colspan="2">－</td><td>E=1020[T≦1500]
E=0.293T+580[T>1500]</td></tr>
</table>

備考）1　「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。

2　「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。

3　「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。

4　E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。

E　：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

V　：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）

Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）

T　：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3　エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。